

MI
HI
S
A
T
O

美里町国土強靱化地域計画

令和3年度
(2021)



令和7年度
(2025)

目 次

第1章	はじめに	1
1-1	策定の趣旨	1
1-2	計画の位置付け	1
1-3	計画期間	2
第2章	本町の現状と想定する災害	3
2-1	現状と課題	3
2-2	過去に町に被害をもたらした災害	9
2-3	想定する災害	11
2-4	本町の強靱化の方向性	16
第3章	脆弱性評価の結果	17
3-1	脆弱性評価の方法	17
3-2	「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定	17
3-3	リスクシナリオの発生回避等に向けた評価	19
第4章	強靱化に向けた行動（事前に備える目標別）	20
4-1	直近の災害の際に生じた主な課題	20
4-2	事前に備える目標別の強靱化に向けた行動	21
第5章	施策分野別の強靱化に向けた方針	28
5-1	施策分野の設定	28
5-2	施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の関係	28
5-3	施策分野ごとの取組の方向性	30
第6章	地域強靱化の推進に向けて	49
6-1	総合振興計画との連動	49
6-2	進捗状況の把握と計画の見直し	49
参考資料		50
	目標指標一覧	50

第1章 はじめに

1-1 策定の趣旨

国では、近年多発する大規模自然災害に対して「強さ」と「しなやかさ」を備えた国づくりを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）を定めています。さらに、平成26年6月には基本法に基づき、国の国土強靭化に係る計画の指針となる「国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）を定めました。

基本法第13条では、「都道府県又は市町村は、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靭化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靭化地域計画」という。）を、国土強靭化地域計画以外の国土強靭化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と定めています。

これを受け、埼玉県では平成29年3月に「埼玉県地域強靭化計画（以下「県地域計画」という。）」を策定しています。

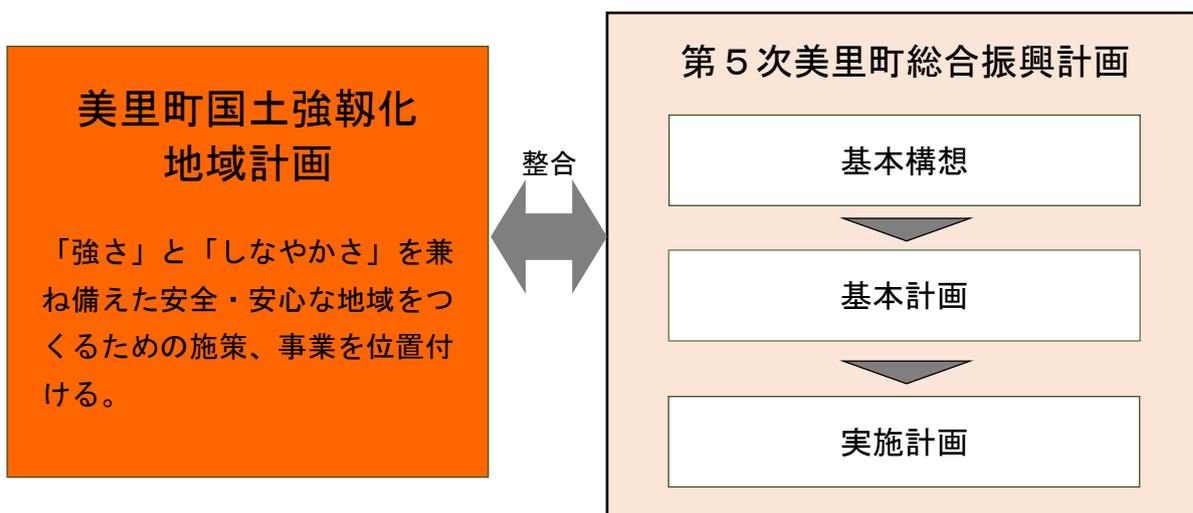
本町においても、大規模自然災害が発生した際に、町民の生命を最大限守り地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、生活・経済への影響、町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減して迅速な復旧・復興ができる「しなやかさ」を持ち、町民の安全・安心を守るよう備えるため、美里町国土強靭化地域計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

1-2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靭化地域計画で、国土強靭化の視点から本町で行われる様々な計画・施策の指針として、「美里町総合振興計画」と並列となる本町の最上位計画の一つとして策定するものとします。

また、本計画は基本計画並びに県地域計画と調和を保ち、「第5次美里町総合振興計画後期基本計画」と整合を図りながら策定します。

■ 本計画と総合振興計画との関係性



1-3 計画期間

本計画の計画期間は、同時に策定する第5次総合振興計画後期基本計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間と同様、令和3年度（2021）～令和7年度（2025）までとします。

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	...	R22
		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025		2040
国土強靱化地域計画								5年						
第5次 総合振興計画	基本構想	10年												
	基本計画	前期基本計画						後期基本計画						
	実施計画	→						→						
まち・ひと・しごと 創生総合戦略		第1期（改訂版）						第2期						
人口ビジョン		第1期（25年）						第2期（20年）						

なお、進捗管理（PDCAサイクル）によるプログラムの進捗状況や社会情勢の変化を踏まえて、状況に応じ、見直しを行うものとします。

第2章 本町の現状と想定する災害

2-1 現状と課題

(1) 位置・面積

本町は、秩父山地が関東平野に接する地域、埼玉県の北西部にあって、都心から約80km、さいたま市から約50kmの地点に位置しています。町域は、東西に約5.5km、南北に約9.0kmと、縦に細長い形をし、総面積は、33.41km²となっています。

東は深谷市、南は秩父山地東端の稜線を境に大里郡寄居町、秩父郡長瀨町、北と西は本庄市に隣接しています。

(2) 地形

中央部以北は田畑が広がる平坦地で、北部から南部へ向かってなだらかに高度を増し、中山間地域が広がる地形をしています。

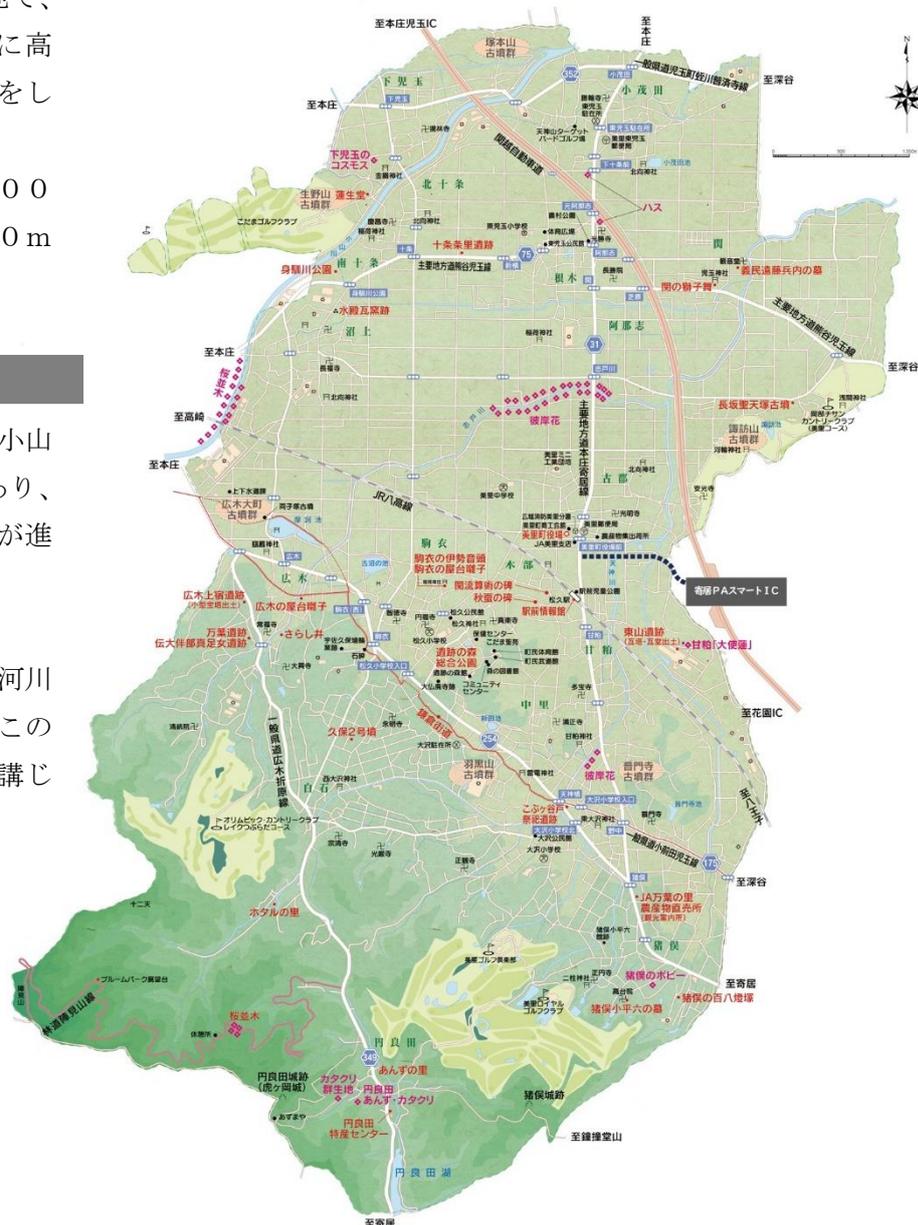
南部山間地帯は、標高100～500mに位置し、北部の小茂田付近で60mとなっています。

(3) 河川

本町には、南部の丘陵地帯から、小山川、志戸川、天神川の一級河川があり、これらの河川については、河川改修が進められています。

丘陵地では土砂災害、平坦地では河川氾濫等の災害のおそれがあります。このことから、場所に応じた災害対策を講じることが求められます。

■ 美里町の概要図



(4) 気候

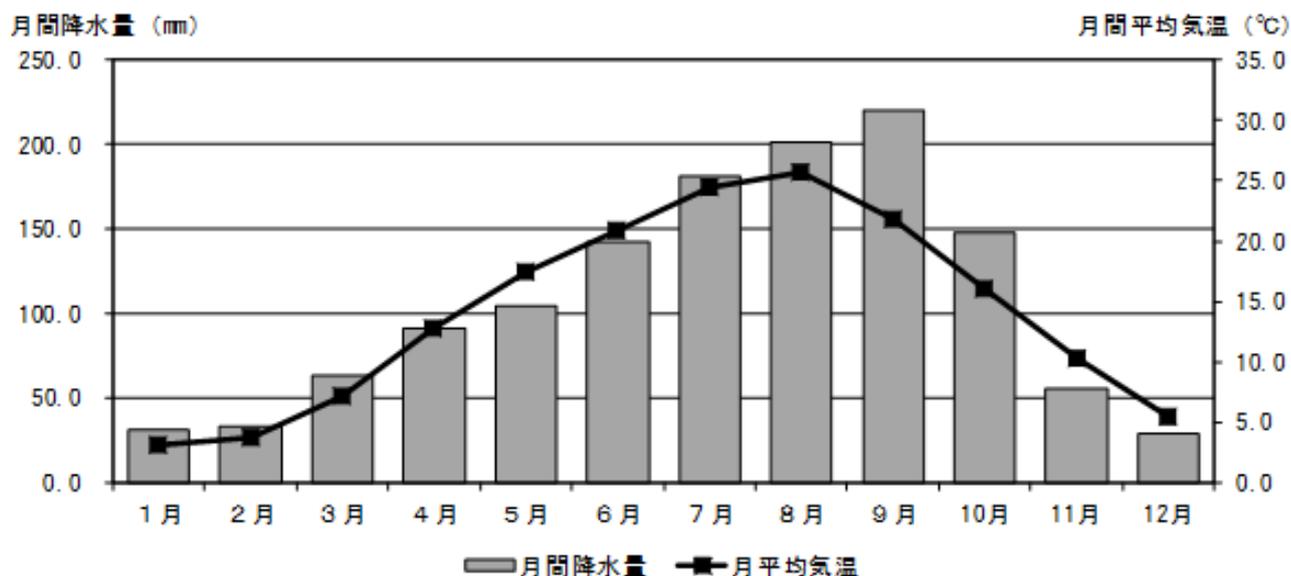
本町は、内陸性の気候の特徴をもち、特に冬季は乾燥し湿度が低くなり、晴れの日が多く「からっ風」と呼ばれる北西の季節風が吹きます。夏季は太平洋高気圧（小笠原高気圧）の影響により、気温や湿度が高く、蒸し暑い日が多くなります。また、夏の終わりから秋にかけては、台風により大きな被害をもたらしています。近年では、令和元年の台風第15号（房総半島台風）、台風第19号（東日本台風）、台風第20号による停電や家屋損害の被害が発生しました。中でも台風第19号は、24時間雨量428mm^{※1}の記録的な雨量となり、河川氾濫には至らなかったものの、河川水位が堤防の高さまで近づき、越水などの災害が起こる寸前の状況でした。こうしたことから、異常気象の影響による集中豪雨や突風等、様々な災害リスクに対して日頃から対策を講じておく必要があります。

気温は、最高気温37.8℃（令和元年）、最低気温-6.3℃（令和元年）、年平均気温14.0℃（平年値）で、盛夏である8月の平均気温は25℃を上回っています。

また、年間降水量は848mm（昭和59年）から1,831mm（平成3年）、年平均降水量1,290.8mm（平年値）と比較的降水量が少ない地域といえますが、台風シーズンの9月の降水量は200mmを超えています。

※1 国土交通省・川の防災情報より（水系名：関東その他、河川名：関東自治体管理、管理者：埼玉県本庄県土整備事務所、所在地：埼玉県児玉郡美里町白石水境 2673-2 のデータ）

■ 月間降水量・月別平均気温（平年値：気象庁熊谷地方気象台寄居地域気象観測所）



※平年値：1981～2010

出典：気象庁ホームページ

(5) 人口等

① 人口推移

本町の人口は平成7年（1995）をピークに減少に転じています。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計では、平成27年（2015）に11,207人であった人口が令和12年（2030）には1万人を割り込み、令和22年（2040）は約8,400人となることが推計されています。

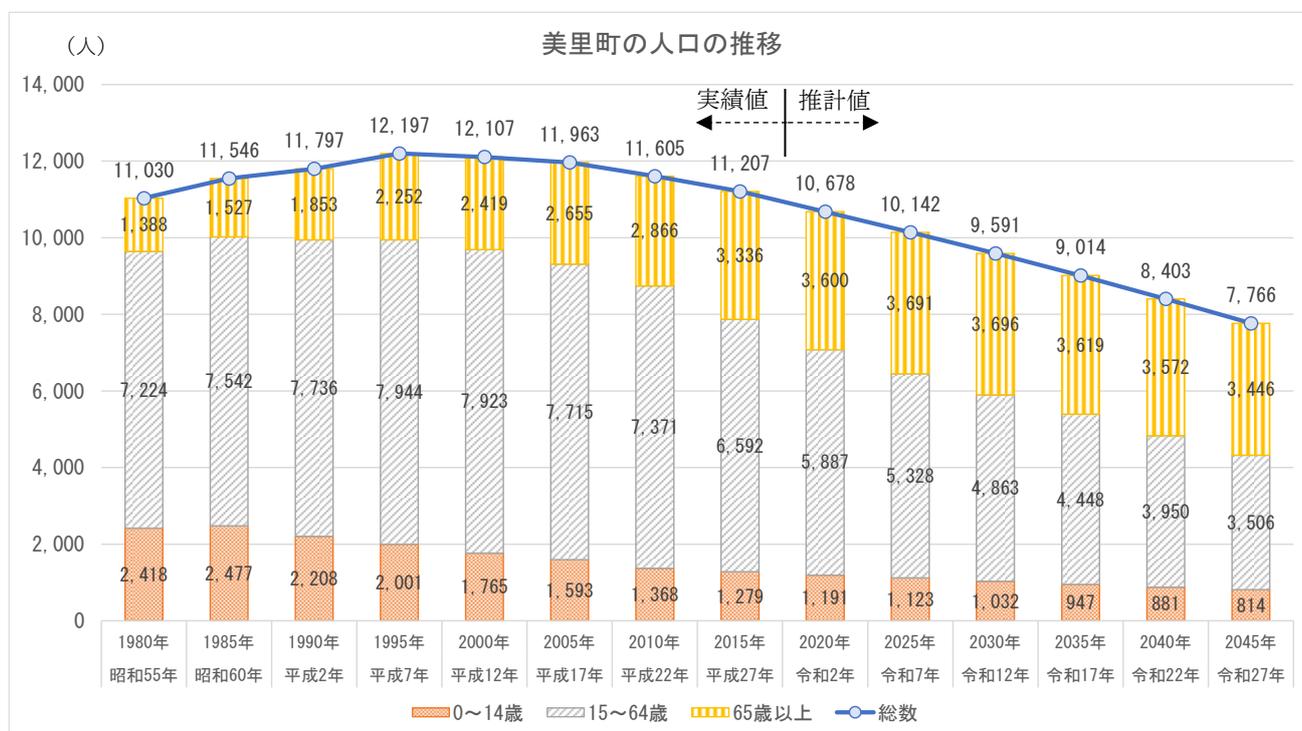
② 年齢区分別人口

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少していく一方、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、老年人口比率（高齢化率）はさらに上昇していくと推計されています。

人口減少社会の克服に向けて、美里町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少対策に取り組んでいます。今後も進行すると推測されている人口の減少、さらには老年人口の割合の増加は、災害発生時の共助による減災効果や災害からの早期復旧・復興が難しくなる懸念があり、地域の脆弱性を加速させる要因となります。このため、ソフト的な対策も含めた総合的な防災対策に取り組むことが必要です。

■ 本町の人口推移

（単位：人）



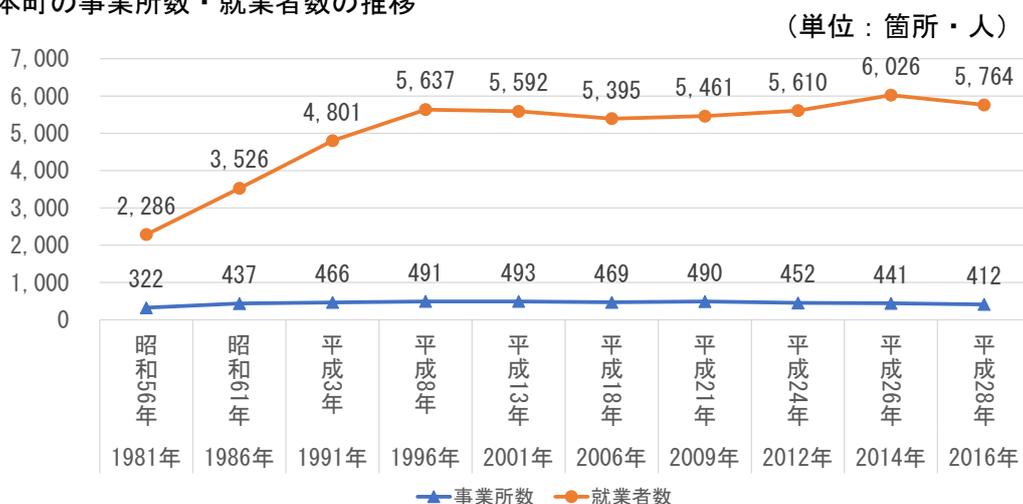
出典：国勢調査（2015年まで）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（2020年以降）

(6) 産業・経済

本町の産業は、第2次産業と第3次産業の占める割合が高い状況です。第1次産業の多くを占める農業は、農業従事者の高齢化や後継者不足、農産物の価格低迷等により、専業農家の減少が顕著であり、後継者のいない小規模兼業農家の割合が増えています。今後この状況が更に進むと、荒廃農地の増加につながるおそれがあり、土砂災害等防止の観点からは荒廃農地の適正な管理と有効活用に対する取組が必要です。

町内の事業所数は、平成13年の493事業所をピークに、その後減少傾向にあります。一方で、就業者数は一旦減少したものの近年は増加傾向となっています。産業の活性化により町内に仕事を創出することは人口減少の歯止めにつながるものと考えられます。

■ 本町の事業所数・就業者数の推移



出典：平成21年以降は「経済センサス」、平成18年以前は「事業所・企業統計調査」

産業分類	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)
農業、林業	9	67
建設業	62	283
製造業	84	3,025
情報通信業	1	1
運輸業、郵便業	19	352
卸売業、小売業	79	807
金融業、保険業	4	15
不動産業、物品賃貸業	3	4
学術研究、専門・技術サービス業	9	86
宿泊業、飲食サービス業	31	126
生活関連サービス業、娯楽業	32	167
教育、学習支援業	4	15
医療、福祉	35	474
複合サービス事業	3	25
サービス業 (他に分類されないもの)	37	317
合計	412	5,764

出典：平成28年経済センサス

(7) 土地利用

本町の地目別の面積割合をみると、全体面積33.41km²のうち、農地（田畑）が約4割（その他を除いています。）を占めていますが、年々減少しており、宅地や雑種地が増加傾向にあります。

農業者の高齢化や後継者不足により、農業従事者の減少・農業離れが進み、今後も農地面積は減少すると推測され、農地から転用した土地の計画的な土地利用が求められます。

■ 土地利用現況

(単位：ha)

年	合計	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
2013	3348.1	630.7	672.3	395.4	5.9	522.7	0	29.1	315.8	776.2
2014	3348.1	630.4	671.7	396.5	5.9	517.8	0	29.1	320.7	776.0
2015	3348.0	628.8	670.9	403.5	5.9	518.8	0	29.1	315.2	775.8
2016	3341.2	627.6	667.7	414.5	5.9	518.0	0	28.9	309.1	769.5
2017	3168.6	626.5	664.0	415.1	5.9	515.0	0	28.3	316.6	597.2
2018	2571.6	626.3	661.5	415.2	5.9	511.8	0	27.8	323.1	-
2019	2571.8	625.5	654.1	411.7	5.9	508.3	0	27.7	338.6	-

出典：埼玉県統計年鑑

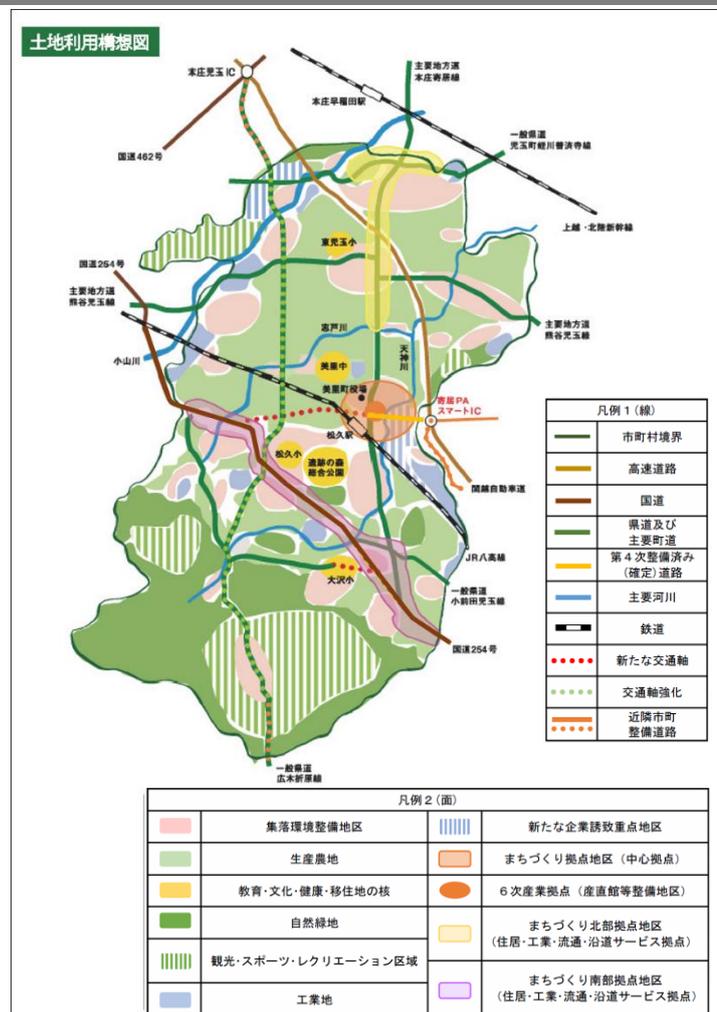
※2017年以前までは、道路や水路、公園等が「その他」として含まれていましたが、2018年以降、集計方法が変わり「その他」は公表されていません。

(8) 交通

本町はJR八高線が町内を横断し、松久駅が町の中心部にあります。また、JR高崎線本庄駅から町の中心部まで約8km、上越新幹線本庄早稲田駅からは約6kmの距離にあります。

道路では、令和3年3月に関越自動車道花園インターチェンジと本庄児玉インターチェンジの間に位置する寄居パーキングエリアにスマートインターチェンジが開通し、広域利便性が向上しました。また、群馬・長野方面と東京方面を結ぶ国道254号が横断しているほか、主要地方道本庄寄居線及び熊谷児玉線、一般県道児玉町蛭川普濟寺線、広木折原線及び小前田児玉線が通っています。

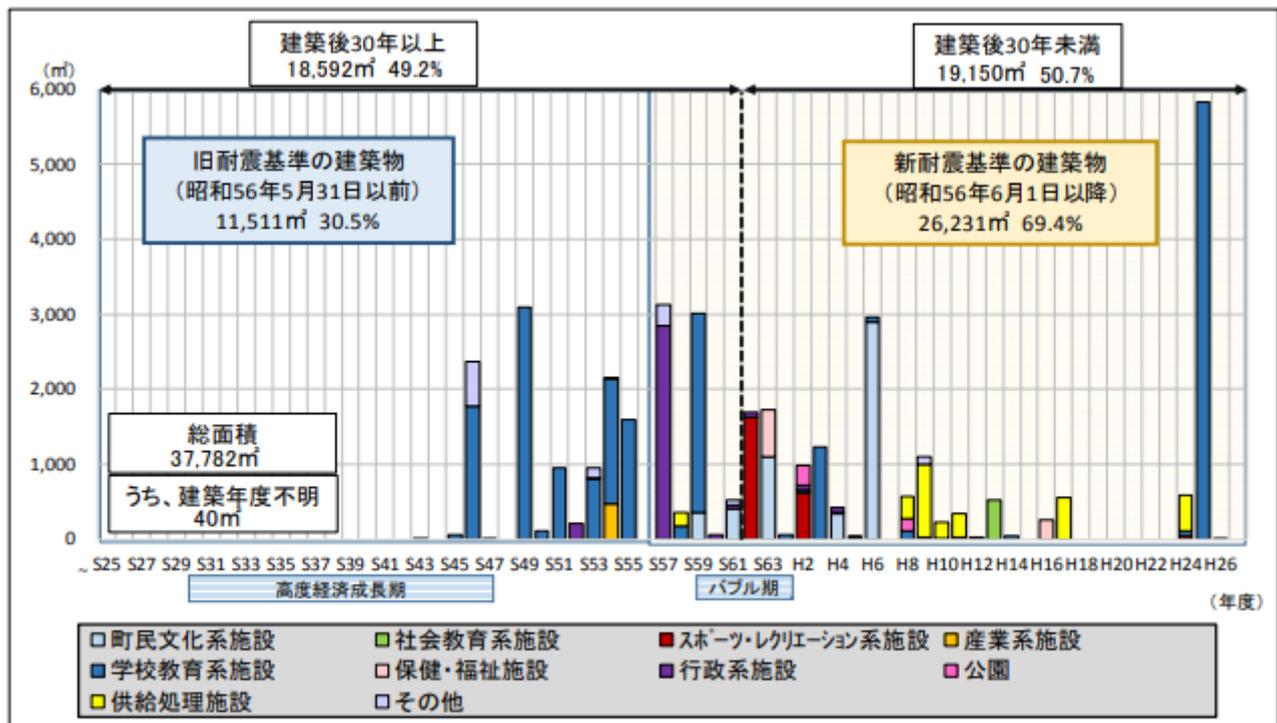
充実した道路ネットワークは、災害時の救援物資の収集、搬送等のための重要な要素であり、主要道路の適正な維持管理が大切です。



(9) 公共施設の状況

本町の公共施設は45施設(平成27年度美里町公共施設等総合管理計画より)で、その49.2%が建築後30年以上を経過しており、今後ますます施設の老朽化が進行していきます。道路等のインフラ系施設を含めると維持管理する施設はさらに膨大で、将来の施設の更新・建替えや改修の費用の増大が懸念されます。しかし、これら施設は町民の生活に欠かせない施設であり、安全・安心な生活を送るために適切な維持管理が必要となります。また、学校施設などの地域住民にとって身近な施設は、災害時に避難所として利用されるなど、地域の防災拠点としても重要な役割を担っており、防災拠点としての機能の強化を図っていく必要があります。

■ 本町の公共施設の建築年別延床面積



出典：美里町公共施設等総合管理計画

2-2 過去に町に被害をもたらした災害

本町では、これまで地震、台風、集中豪雨等の風水害、大雪等を経験しています。過去の災害の特徴や経験を踏まえながら、地域の強靱化を進めていく必要があります。

(1) 地震による被害

美里町周辺及び埼玉県に被害を及ぼした地震は、以下のものがあげられます。

特に本町に被害をもたらした地震災害では、平成23年3月11日の東日本大震災（マグニチュード9.0）が最も被害が大きく、県内では最大震度6弱の揺れを観測し、本町においても震度5弱を観測しました。

■ 埼玉県に被害を及ぼした地震

西暦(和暦)	地域(名称)	マグニチュード(M)	被害状況
818 (弘仁9)	関東諸国	7.5以上	相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野などで被害 圧死者多数
878.11.1 (元慶2)	関東諸国	7.4	相模、武蔵を中心に被害 圧死者多数
1649.7.30 (慶安2)	武蔵、下野	7.0±1/4	川越を中心に被害 圧死者多数 町屋の700棟ばかりが大破
1855.11.11 (安政2)	((安政)江戸地震)	6.9	荒川、利根川流域を中心に被害 死者2人、負傷者1,724人、家屋全壊27人 幸手付近で家屋3,243棟が全壊同様となる被害があり、そのほとんどは液状化によると思われる
1923.9.1 (大正12)	(関東地震)	7.9	死者・行方不明者343人 住家全壊4,759戸
1931.9.21 (昭和6)	(西埼玉地震)	6.9	荒川、利根川流域を中心に被害 死者11人、負傷者114人 住家全壊63戸
2004.10.23 (平成16)	(「平成16年(2004年)新潟県中越地震」)	6.8	負傷者1人
2005.2.16 (平成17)	茨城県南部	5.4	負傷者6人
2005.7.23 (平成17)	千葉県北西部	6	負傷者9人
2005.8.16 (平成17)	宮城県沖	7.2	負傷者4人 住家全壊1戸
2008.5.8 (平成20)	茨城県沖	7	負傷者1人
2011.3.11 (平成23)	(平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震)	9	死者1人、負傷者104人 住家全壊24棟、住家半壊199棟(平成31年3月1日現在、消防庁調べ)

出典：地震調査研究推進本部ホームページ「埼玉県の地震活動の特徴」

(2) 風水害による被害

本町に被害を及ぼした風水害は、以下のものがあげられます。

■ 本町に被害を及ぼした風水害

名称	年月日	区域別被害状況	
カスリーン 台風	昭和 22 年 9 月 14 日～15 日	東児玉 松久 大沢	浸水 470 戸 流出 1 戸 死傷者 8 人 田畑 365.8ha 浸水 1,019 戸 破壊 1 戸 田畑 165.8ha 浸水 100 戸 田畑 104.0ha
台風第 13 号	昭和 28 年 9 月 23 日～25 日	東児玉 大沢	浸水 5 戸 破壊 1 戸
台風第 4 号	昭和 41 年 6 月 27 日～28 日		浸水 93 戸 田畑 306.6ha
台風第 26 号	昭和 41 年 9 月 24 日～25 日		浸水 243 戸 破壊 1,914 戸 死者数 4 人 田畑 846.9ha
台風第 10 号	昭和 57 年 8 月 1 日～3 日		—
台風第 19 号	令和元年 10 月 12 日～13 日		24 時間雨量 428mm ^{※1}

※1 国土交通省・川の防災情報より（水系名：関東その他、河川名：関東自治体管理、管理者：埼玉県本庄県土整備事務所、所在地：埼玉県児玉郡美里町白石字水境 2673-2 のデータ）

(3) 大雪による被害

本町に被害を及ぼした大雪は、以下のものがあげられます。

■ 本町に被害を及ぼした大雪

年月日	被害概要
平成 26 年 2 月 8 日～9 日 2 月 14 日～15 日	低気圧の接近・通過と上空の寒気の影響により、2 週続いて関東甲信地方に大雪が降り続き、埼玉県内では最深積雪の極値を大幅に更新する記録的な大雪となりました。本町においても鉄道の運休や道路の通行止め等、交通機関に大きな影響を及ぼしたほか、多数の農業用施設が倒壊するなどの農業被害が発生しました。

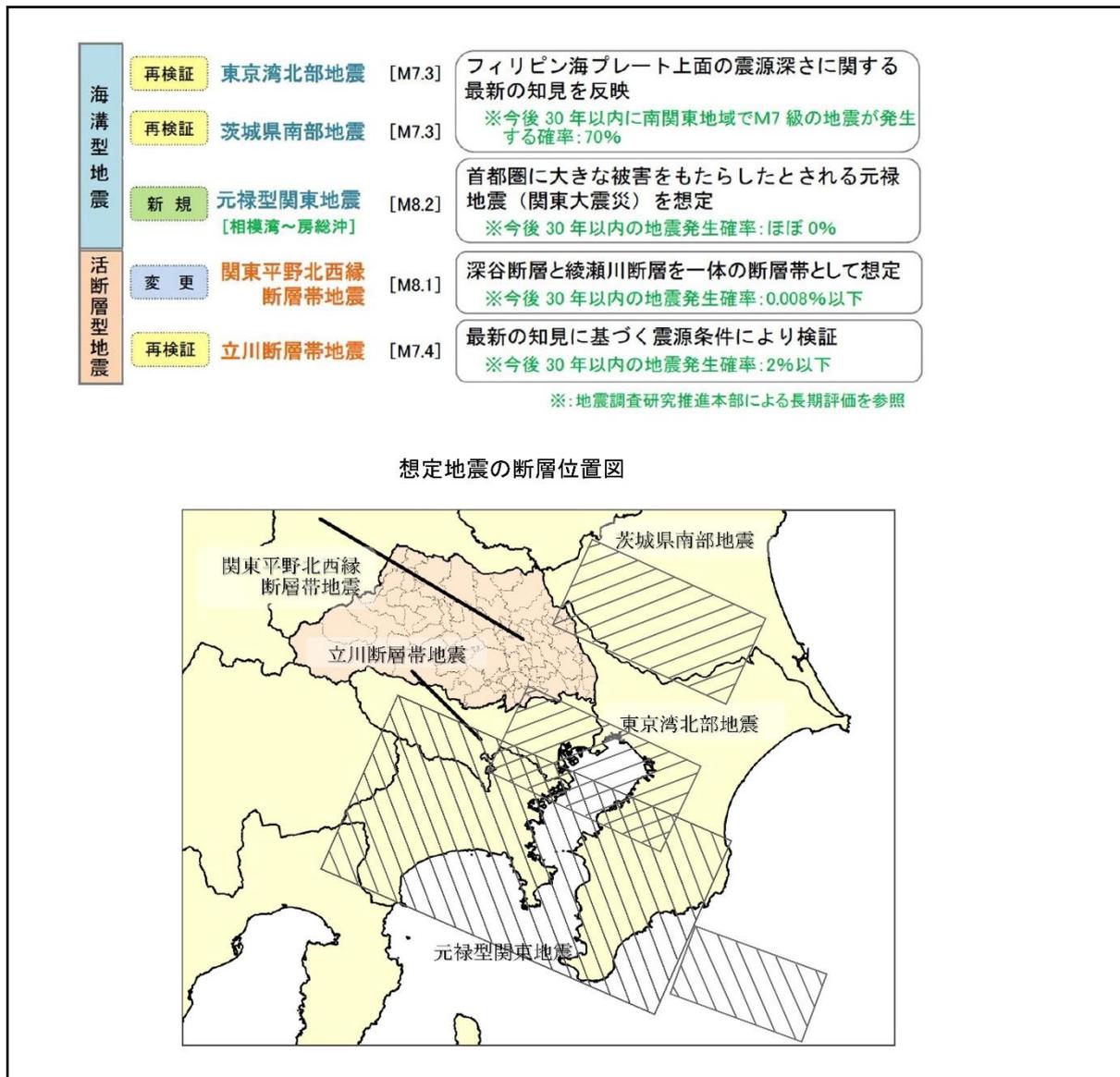
2-3 想定する災害

本町で想定される大規模自然災害は以下のとおりです。

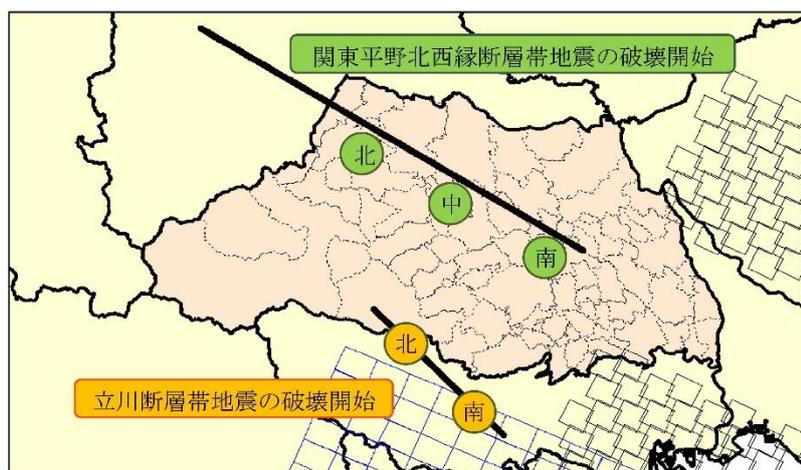
(1) 地震

平成25年11月に公表された埼玉県地震被害想定調査では、埼玉県内に甚大な影響を及ぼす可能性のある地震の震度分布や建物倒壊、火災延焼、死者数等の被害量を予測しています。この調査によると、本町は関東平野北西縁断層帯を震源とする震度7の地震による被害が予測されています。

■ 想定地震及び被害予測



出典：平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査 報告書（概要版）



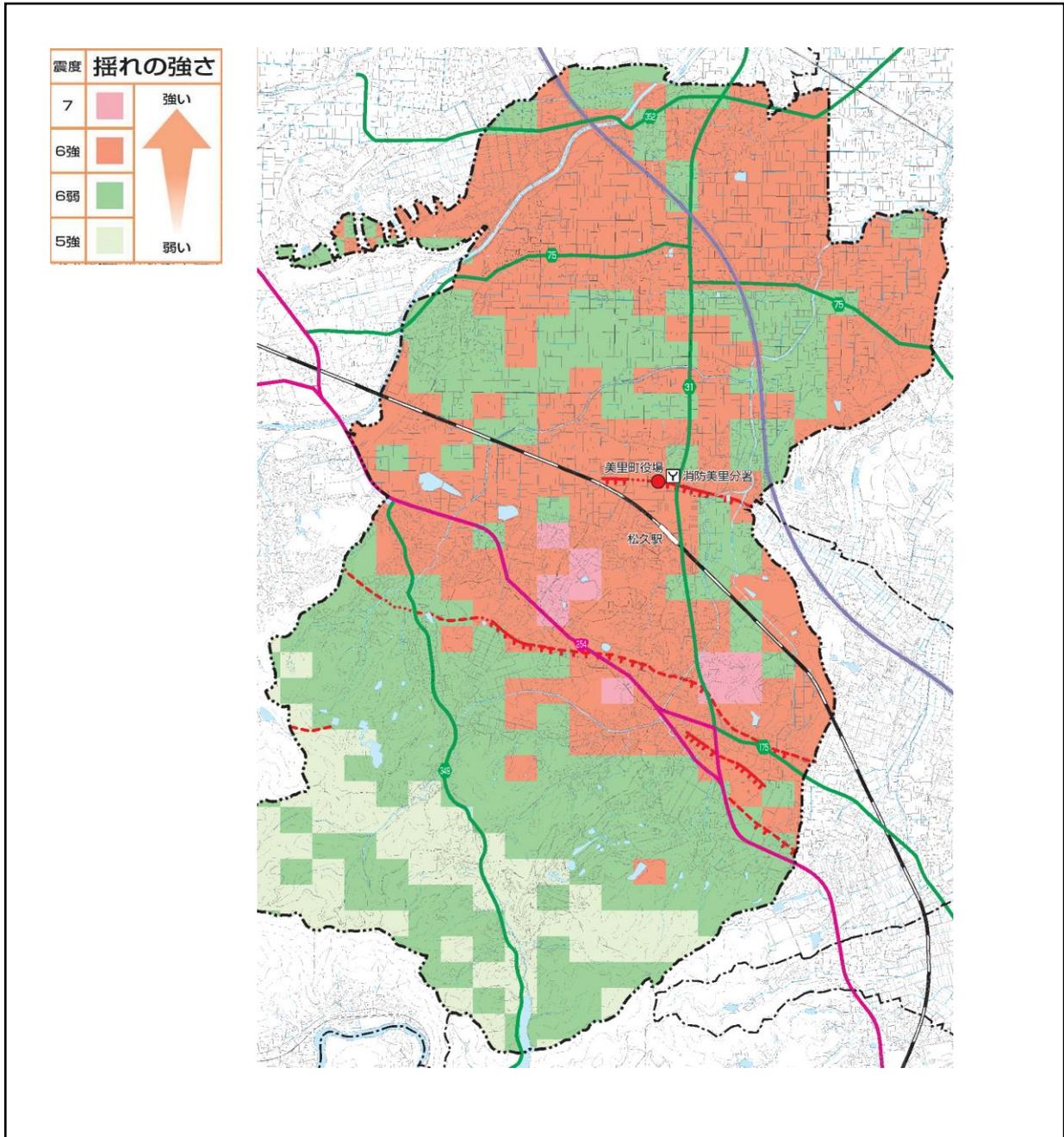
	関東平野北西縁断層帯地震による被害予測					
	破壊開始点：北		破壊開始点：中央		破壊開始点：南	
震度	7		7		7	
液状化	やや高い	高い	やや高い	高い	やや高い	高い
	0%	0%	0%	0%	0%	0%
建物倒壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数	全壊棟数	半壊棟数
	2,124	1,079	1,443	1,151	1,569	1,123
火災消失棟数	69		38		48	
人的被害	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数	死者数	負傷者数
	135	526	92	419	100	437
避難所避難者	2,011		1,459		1,535	

出典：平成24・25年度 埼玉県地震被害想定調査 報告書（概要版）

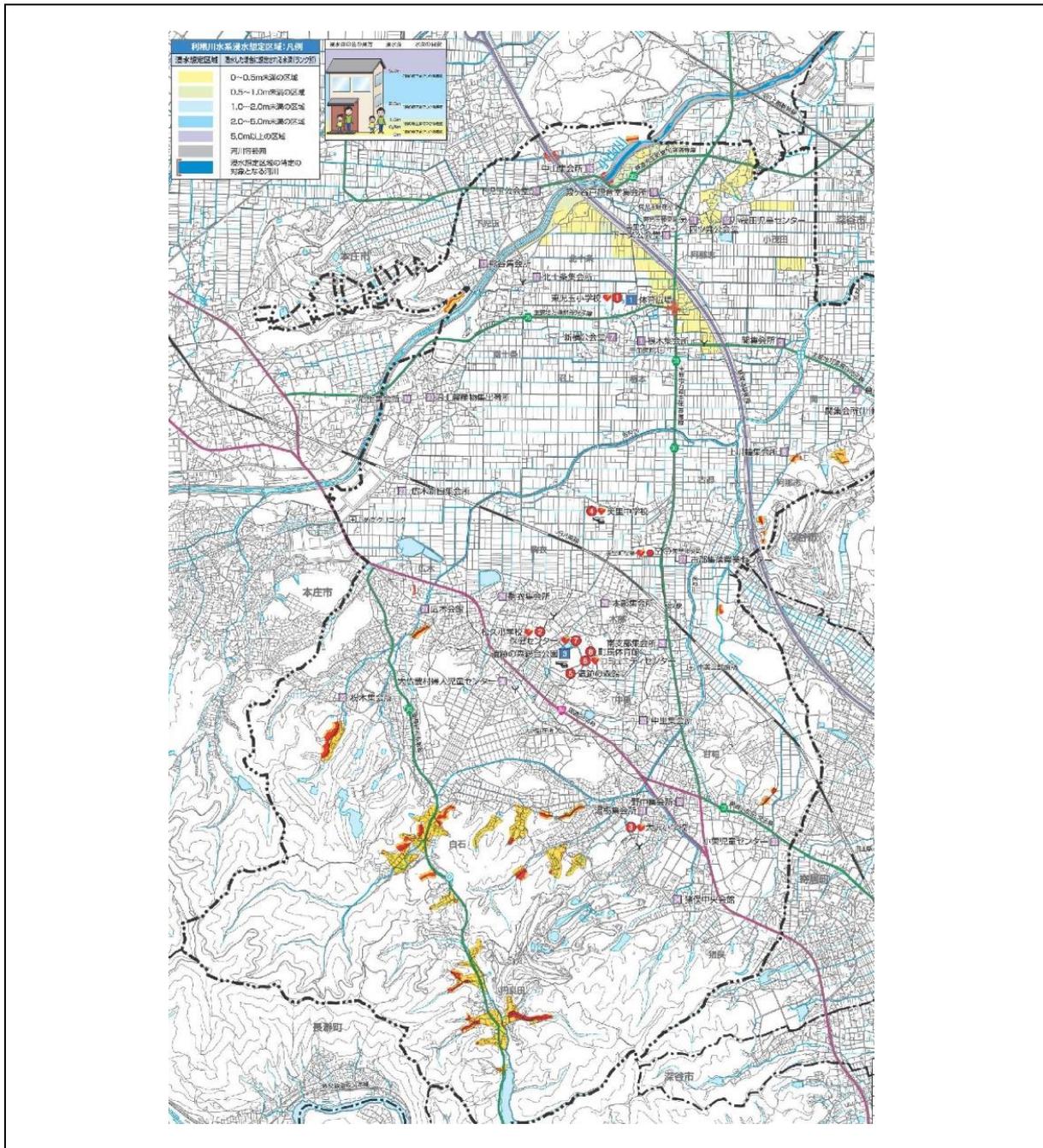
また、深谷断層によるマグニチュード7.5の地震を想定した「揺れやすさマップ」では、幹線道路沿道やその周辺の住宅地・集落で揺れの強さが大きくなっています。

なお、「揺れやすさマップ」における地震による地表での揺れの大きさは、主に「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」によって異なります。一般には、マグニチュードが大きいほど、震源からの距離が近いほど、地震による揺れは大きくなり、また、表層地盤が軟弱な場所では、固い場所に比べて揺れは大きくなります。

■ 美里町揺れやすさマップ



■ 洪水土砂災害マップ



(3) 大雪

平成26年2月に2週連続して関東甲信地方に降った大雪の影響により、本町においては農作物や農業用施設に大きな被害を受けました。積雪が少ないと言われていましたが、今後は、想定し得る最大規模の大雪を想定した事前の備えが必要です。

2-4 本町の強靱化の方向性

(1) 基本目標

本町における強靱化を推進する上での基本目標を以下のとおり設定します。

国の基本計画及び県地域計画との調和を保ちつつ、4つの基本目標を設定しました。

- I 町民の生命を最大限守ること
- II 地域社会の重要な機能を維持し、生活・経済への影響をできる限り軽減すること
- III 町民の財産及び公共施設の被害をできる限り軽減すること
- IV 迅速な復旧・復興を可能とする備えをすること

(2) 事前に備える目標（行動目標）

上記で定めた4つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定し、より具体化した8つの事前に備えるべき目標を以下のとおり設定します。

- 目標1 被害の発生抑制により人命を保護する
- 目標2 救助・救急・医療活動により人命を保護する
- 目標3 必要不可欠な行政機能を確保する
- 目標4 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する
- 目標5 経済活動の機能を維持する
- 目標6 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する
- 目標7 二次災害を発生させない
- 目標8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

第3章 脆弱性評価の結果

3-1 脆弱性評価の方法

脆弱性評価は、本計画の策定に先立ち、大規模自然災害の発生時に「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を引き起こさないように対策を講じることができているかを評価するものです。

評価に当たっては、はじめに、大規模自然災害の被害シナリオと生じる被害を整理した上で、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。【STEP1、STEP2】

次に、設定した最悪の事態の発生回避・被害軽減に資する現在の本町の取組を把握し、事態の発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性の評価を行いました。【STEP3、STEP4】

■ 脆弱性評価の手順

STEP1：想定するリスクの設定

STEP2：事前に備えるべき目標及びリスクシナリオの設定

STEP3：リスクシナリオを回避するために必要な施策分野の設定

STEP4：リスクシナリオを回避するための現状分析・評価

3-2 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

本計画においては、国の基本計画及び県地域計画と整合を図った設定が必要であることから、県地域計画にて設定されている37の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を基に本町における「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を検討しました。

その中から、本町の地域特性、社会特性を踏まえ、本町の事前に備える目標に対応させた、33の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定しました。

■ 事前に備える目標（行動目標）と起きてはならない最悪の事態

事前に備える目標 (行動目標)	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 被害の発生抑制により人命を保護する	1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態
	1-3 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-5 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態
	1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
2 救助・救急・医療活動により人命を保護する	2-1 救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
	2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
	2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
	2-4 被災地における感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
4 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する	4-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態
	4-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態
	4-3 旅客の輸送が長期間停止する事態
	4-4 物資の輸送が長期間停止する事態
	4-5 孤立集落が発生する事態
	4-6 情報通信が輻輳・途絶する事態
	4-7 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
5 経済活動の機能を維持する	5-1 農業、商工業、観光などあらゆる産業の生産力が大幅に低下する事態
6 生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する	6-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
	6-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
	6-3 給水停止が長期化する事態
	6-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
	6-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態
7 二次災害を発生させない	7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
	7-2 洪水制御機能が大幅に低下する事態
	7-3 危険物・有害物質等が流出する事態
8 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする	8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
	8-2 町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
	8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
	8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
	8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

3-3 リスクシナリオの発生回避等に向けた評価

(1) 評価の方法

リスクシナリオごとに、過去の災害の記録等を基に、その事態の具体状況の例、その事態を引き起こす要因、その事態の後に起こり得る事態、また、その事態の発生回避・被害軽減に資する現在の取組のうち町の取組を中心に抽出し、その内容を整理しました。

これらを踏まえ、33のリスクシナリオについて、発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価しました。

(2) 評価の結果

評価結果のポイントは次のとおりです。

■ 脆弱性評価結果のポイント

- 大規模自然災害による33のリスクシナリオを抽出し、その発生回避・被害軽減に向けた取組の方向性を評価しました。平時から人命保護、社会生活・経済の維持、財産・施設被害の最小化に向けて取り組み、災害後の迅速な再建・回復ができるよう備えることが必要です。
- 人命を保護する観点から、防災・減災に対応した施設整備が重要であり、住宅・建築物の耐震化の推進が必要です。また、災害発生に備え、避難所施設の充実や救助用資機材、救助・捜索・搬送手段の確保など、救急医療体制の充実を図ることが必要です。大規模自然災害が発生した場合、本町の医療体制では対応が困難であることから、広域的な支援が受けられるよう支援体制の確保を図る必要があります。さらに、災害時には町民がお互いに協力し合う「共助」が重要です。消防団や自主防災組織と連携を図るとともに、町民の共助の意識醸成、さらには地域内における要介護者の把握、被災者支援等の共助体制を強化し、地域の防災力を高める必要があります。
- 社会生活・経済活動を維持する観点から、道路や上下水道、河川、水路等の各種インフラ施設の耐震化・老朽化対策に取り組み、災害に強いインフラを整備する必要があります。また、地域経済活動の維持や迅速な回復に向け、平時から企業や個人事業者等との連携を強固なものとし、災害発生時には速やかな支援を行い、事業の継続が図れるようにする必要があります。
- 財産・施設の被害を最小化する観点では、住宅・建築物の耐震化の推進はもちろん、防災・減災に対応した施設整備が必要です。整備予定の地域活性化施設については、地域経済活動の拠点の役割だけでなく、防災活動の拠点としての役割も備えた施設づくりを推進し、災害に強いまちをつくる必要があります。
- そのほか、大規模自然災害発生時には災害関連情報を町民に対して迅速かつ的確に広報することが重要です。このことから、複数媒体による情報伝達手段の確保を図る必要があります。

第4章 強靱化に向けた行動（事前に備える目標別）

4-1 直近の災害の際に生じた主な課題

強靱化に向けて町が取り組む主な行動は、過去に発生した災害から学ぶべき課題と脆弱性評価の結果を踏まえて設定します。

（1）東日本大震災（平成23年）の際に生じた課題

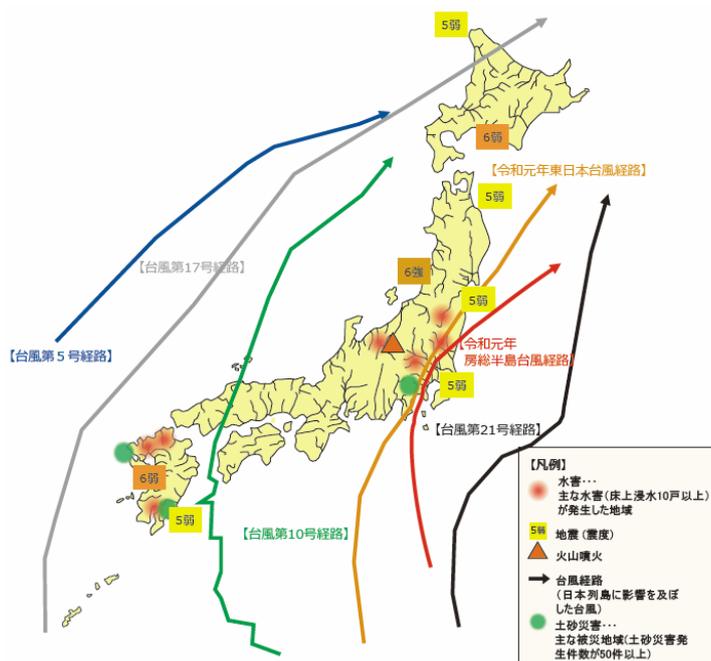
平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、日本観測史上最大のマグニチュード9.0を記録しました。東北地方を中心とする津波の被害で1万5千人を超える死者が発生したほか、多くの負傷者や行方不明者、建物被害、火災、原子力発電所の損傷等の甚大な被害が生じました。被災者においては長期化する避難生活による二次的被害の発生、自治体においては復旧・復興事業における人材不足などの多くの課題が生じ、事前防災の必要性が明らかになりました。

（2）令和元年台風第15号及び第19号の際に生じた課題

令和元年には、6月の山形県沖を震源とする地震をはじめ、鹿児島県を主な被災地とする6月下旬からの大雨、同年8月の前線に伴う大雨、台風第5号、第10号、第15号及び第17号による洪水・土砂災害が連続したほか、特に10月の台風第19号及び第20号により広範囲にわたる被害が発生しました。

その中でも、令和元年9月9日に関東地方に上陸した台風第15号及び10月12日に関東地方に上陸した台風第19号は、記録的な大雨・暴風により、関東や甲信、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。道路の寸断や通信設備・電気設備の損傷により停電と断水が長期化するとともに、水害に対する住民への避難情報の周知、避難行動や避難所運営のあり方などが課題となりました。

■ 令和元年に発生した主な災害



出典：水害レポート2019（国土交通省）

（3）新型コロナウイルスの感染拡大により想定される課題

令和2年に世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、自然災害が発生した場合、自然災害への対応と感染症対策という二つの対応をしなければならなくなり、感染リスク抑制と避難を両立させる避難所運営が必要となっています。

4-2 事前に備える目標別の強靱化に向けた行動

事前に備える目標（行動目標）別に、目標実現を阻害する「起きてはならない最悪の事態」を発生させないための主な取組を整理した上で、重点的に推進する「強靱化に向けた主な行動」を示します。

行動目標 1：被害の発生抑制により人命を保護する

起きてはならない最悪の事態	<ul style="list-style-type: none"> 1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態 1-3 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-5 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態 1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態
強靱化に向けた主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○事前予防による被害の発生抑制・軽減 ○防災・減災のための施設整備 ○消防力の強化 ○住宅・建築物の耐震化の推進 ○要配慮者や高齢者への支援体制の充実 ○災害情報や避難情報などの情報収集の強化 ○町民への迅速かつ正確な情報発信の強化 ○道路ネットワークの整備と避難経路の確保 ○森林や里山などの自然環境の適正な保全・管理 ○治山・治水対策の強化 ○農業用ため池の防災対策の推進 ○土砂災害対策の強化 ○計画的な土地利用による自然災害の抑制 ○防災教育の推進 ○インフラ施設（道路、橋梁、上水道、下水道、農業集落排水施設及び農業用施設等）の計画的な老朽化対策の推進 ○防災意識の普及啓発
強靱化に向けた主な行動	<ul style="list-style-type: none"> ・地震による建築物の倒壊や火災、異常気象による浸水、土砂災害等の大規模自然災害から住民の命を守るため、総合管理計画、公共施設個別施設計画及び各インフラ長寿命化計画に基づき、施設の耐震化や統廃合の計画的な整備を進める。また、計画的な土地利用の推進のほか、平時から自然環境の適正な保全・管理を行い大規模自然災害の抑制を図る。 ・災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生しないよう、防災・減災のための施設整備、緊急輸送道路の整備を推進する。

・建物所有者への建物耐震化の重要性・必要性の啓発活動や各種ハザードマップを活用した啓発活動の実施のほか、自主防災組織における避難訓練の実施や小中学校における防災教育を通して、地域全体の防災意識の高揚を図る。

行動目標 2 : 救助・救急・医療活動により人命を保護する

起きてはならない最悪の事態

- 2-1 救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態
- 2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態
- 2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態
- 2-4 被災地における感染症等の大規模発生

強靱化に向けた主な取組

- 消防団・自主防災組織との連携強化
- 救急医療体制の充実と支援体制の確保
- 救助用資機材の整備
- 災害時の感染症拡大防止対策の強化
- 災害情報や避難情報などの情報収集の強化【再掲】
- 町民への迅速かつ正確な情報発信の強化【再掲】
- 円滑な救助・捜索・搬送手段の確保
- 平時からの町民の健幸づくりの推進
- 避難所の環境改善対策の推進
- 上下水道施設の計画的な整備
- インフラ施設（道路、橋梁、上水道、下水道、農業集落排水施設及び農業用施設等）の計画的な老朽化対策の推進【再掲】
- 平時からの地域コミュニティの強化

強靱化に向けた主な行動

- ・救助・捜索活動等への対応の遅れや医療機能が麻痺・停止する事態がないよう、迅速な救助・捜索・搬送手段の確保と救助用資機材の整備を図る。
- ・平時から地域の医療体制の充実を図るとともに、大規模自然災害においては本町の医療体制だけでは対応が困難であることから、広域的な支援が受けられるよう支援体制の確保を図る。
- ・地域と行政が連携した対応が可能になるよう、消防団や自主防災組織と連携を図り、地域における消防・救急活動に取り組む。
- ・ライフラインの長期停止等により地域の衛生状態が悪化することがないように、上下水道施設の老朽化対策や災害用トイレの整備を進める。また、避難所における感染症拡大防止対策に取り組むとともに、平時からの町民の健幸づくりを推進し、公衆衛生の確保に努める。
- ・地域内での被災者救助、支援等を担う共助体制を強化するため、自治防災組織における活動のほか、平時から町民が地域コミュニティ活動に参加できる機会を創出し、地域のコミュニティ力の強化を図る。

行動目標 3 : 必要不可欠な行政機能を確保する

起きてはならない最悪の事態	3-1 町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態
強靱化に向けた主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○町職員の防災対応能力の向上 ○地域活性化施設整備事業の推進 ○防災活動拠点の整備・充実 ○ICTを活用した行政サービスの充実 ○公共施設の計画的な老朽化対策の推進
強靱化に向けた主な行動	<ul style="list-style-type: none"> ・町の行政機能の低下による有事への対応の遅れがないように、平時から、職員の防災対応能力の向上を図る。 ・災害対策活動拠点となる役場庁舎及び防災倉庫は、災害対策本部機能を十分に果たすことができるよう、停電時の電力及び情報通信回線の確保、物資の備蓄等、拠点機能の強化を図る。 ・整備予定の地域活性化施設については、災害時の防災拠点として利用できる機能を有する施設づくりを進める。 ・ICTを活用した行政サービスの充実を図る。

行動目標 4 : 交通ネットワーク、情報通信機能を確保する

起きてはならない最悪の事態	<ul style="list-style-type: none"> 4-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態 4-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態 4-3 旅客の輸送が長期間停止する事態 4-4 物資の輸送が長期間停止する事態 4-5 孤立集落が発生する事態 4-6 情報通信が輻輳・途絶する事態 4-7 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態
強靱化に向けた主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ○道路ネットワークの整備と避難経路の確保【再掲】 ○道路及び橋梁の安全対策の推進 ○公共交通機関の機能維持・向上 ○沿道建築物の耐震化や空き家・ブロック塀の撤去による道路閉塞対策の強化 ○災害情報や避難情報などの情報収集の強化【再掲】 ○町民への迅速かつ正確な情報発信の強化【再掲】 ○情報通信機能の強化 ○防災教育の推進【再掲】 ○インフラ施設（道路、橋梁、上水道、下水道、農業集落排水施設及び農業用施設等）の計画的な老朽化対策の推進【再掲】

強靱化に向けた 主な行動	<ul style="list-style-type: none"> ・救助、避難、物資の輸送ルートを確保するため、道路及び橋梁の計画的な整備、維持管理に取り組み耐震化・老朽化対策を推進する。 ・寄居スマートインターチェンジへの新たな輸送ルートの拡充を図るため、国道254号までのアクセス道路の延伸を図る。 ・孤立集落が発生しないよう、行政区長及び自主防災組織と協力し、集落内の状況を把握できる体制の構築を図る。 ・町民への情報伝達手段として、防災行政無線や災害情報メール、ホームページなどの複数媒体による情報伝達手段の確保を図る。 ・正しい情報に基づく適正な避難行動ができるよう、各種ハザードマップを活用した啓発活動や自主防災組織における避難訓練、小中学校における防災教育の推進を図る。
-------------------------	---

行動目標5：経済活動の機能を維持する

起きてはならない最悪の事態 5-1 農業、商工業、観光などあらゆる産業の生産力が大幅に低下する事態

強靱化に向けた主な取組

- 地元商店の活性化の推進
- 地域活性化施設整備事業の推進【再掲】
- 地域内における経済循環の促進と経済活動の活性化の促進
- 平時からの連携関係の確立
- 観光振興の推進
- 企業誘致の推進
- 企業、個人事業者等への支援
- 地消地産^{※1}による農業生産の確保
- 農林業被害の軽減
- 農業用ため池の防災対策の推進【再掲】
- 農業従事者の確保
- インフラ施設（道路、橋梁、上水道、下水道、農業集落排水施設及び農業用施設等）の計画的な老朽化対策の推進【再掲】

強靱化に向けた主な行動

- ・災害時に、農業・産業の生産力の大幅な低下や経済活動の停滞がないよう、平時から商工会や企業、事業者等との連携を強化する。
- ・整備予定の地域活性化施設については、地域経済の活動及び観光の拠点として利用できる機能を有する施設づくりを進め、地域内の経済循環を促進と経済活動の活性化を図る。
- ・災害時の協力体制の充実を図るため、協定締結企業の拡大に努め、企業との防災に関するネットワークの構築を図る。
- ・町の経済活動を強化するため、企業誘致のための新たな用地の確保と各種支援制度の充実を図り、本町への企業立地を促進する。

- ・地消地産を推進し、農業生産の確保を図る。
- ・農業用ため池の耐震化対策や用・排水路、パイプライン等の農業用かんがい施設の適正な維持管理と計画的な施設の修繕・更新を図るとともに、山林の持つ保水力や土砂流出の防止効果など多様な機能が発揮できるよう平時から適切な維持管理に努め、災害時の農林業被害の軽減を図る。

※1 地消地産とは、地域で消費するものを地域で生産しようという考え方のことです。

行動目標6：生活・経済活動に必要なライフラインを確保し、早期に復旧する

起きてはならない最悪の事態

- 6-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態
- 6-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態
- 6-3 給水停止が長期化する事態
- 6-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態
- 6-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態

強靱化に向けた主な取組

- 食料や飲料水、生活必需品、防災用資機材の計画的な備蓄の推進
- 道路ネットワークの整備と避難経路の確保【再掲】
- 燃料等供給体制の構築
- 上下水道施設の計画的な整備【再掲】
- 生活用水の確保
- 避難所の環境改善対策の推進【再掲】
- インフラ施設（道路、橋梁、上水道、下水道、農業集落排水施設及び農業用施設）の計画的な老朽化対策の推進【再掲】
- 平時からの地域コミュニティの強化【再掲】

強靱化に向けた主な行動

- ・災害時に、食料や日用品、燃料等の物資の大幅な不足や電気・ガス等のエネルギー供給の停止などに陥らないように、食料や防災用資機材等確保とともに、電力・ガス・水道等のライフラインの早期復旧対策に取り組む。
- ・食料や飲料水、生活必需品、防災用資機材等の備蓄品を計画的に整備する。また、町民に対し、家庭における備蓄の必要性について啓発を行う。
- ・地域生活に不可欠となる上下水道の災害対応力を強化するため、上下水道施設の耐震化・老朽化対策を図る。
- ・洪水浸水想定区域に含まれる第2浄水場及び第1水源の移転を含めた浸水対策を実施する。
- ・地域内での被災者救助、支援等を担う共助体制を強化するため、自治防災組織における活動のほか、平時から町民が地域コミュニティ活動に参加できる機会を創出し、地域のコミュニティ力の強化を図る。

行動目標 7 : 二次災害を発生させない

<p>起きてはならない最悪の事態</p>	<p>7-1 消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態 7-2 洪水制御機能が大幅に低下する事態 7-3 危険物・有害物質等が流出する事態</p>
<p>強靱化に向けた主な取組</p>	<p>○災害に強いまちづくりの推進 ○消防力の強化【再掲】 ○迅速な危険度判定による二次災害の抑制 ○住宅・建築物の耐震化の促進 ○オープンスペースの確保による被害の拡大抑制 ○農業用ため池の防災対策の推進【再掲】 ○治山・治水対策の強化【再掲】 ○土砂災害対策の強化【再掲】 ○危険物、有害物質等の拡散・流出対策の強化</p>
<p>強靱化に向けた主な行動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時に「自らの命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちが守る」という自助・共助を基本とし、火災の発生、拡大を抑えるために、平時から地域の防災力を高め、災害に強いまちづくりを推進する。 ・平時から住宅・建築物の耐震化を推進し、災害発生後は被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士による倒壊のおそれのある家屋等の把握を図り二次災害の発生を抑える。 ・平時から消火栓などの防災設備について、定期的な点検を行うとともに、使用方法の周知を図る。 ・消火活動の遅れが生じないように、耐震性貯水槽や消火栓等の消防施設の計画的な設置・更新を進める ・公園や公共施設の駐車場などのオープンスペースは、避難場所としての活用のほか、火災の延焼防止機能を有するため、適切に維持管理する。 ・林地崩落や土砂災害を防止するための治山対策や農業用ため池の計画的な耐震対策工事、町が管理する河川や水路の治水対策を講じ、治山・治水安全度の向上を図る。 ・急傾斜地における土砂災害や河川氾濫による二次災害を防止するため、洪水土砂ハザードマップや洪水浸水想定区域図等、防災に係るハザードマップの適宜更新と町民への周知を図る。 ・有害物質の大規模拡散・流出による健康被害や環境への影響を防止するため、事業者に対して、適正な保管や早期処理を指導する等の取組を推進する。

行動目標 8 : 大規模自然災害被災後でも迅速な再建・回復ができるようにする

起きてはならない最悪の事態

- 8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態
- 8-2 町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
- 8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態
- 8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態
- 8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態
- 8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態

強靱化に向けた主な取組

- 復興に向けた関係機関との体制づくりと財源の確保
- 災害廃棄物等の処理体制の構築
- 道路及び橋梁の安全対策の推進
- 上下水道施設の計画的な整備【再掲】
- 治山・治水対策の強化【再掲】
- 公共交通機関の機能維持・向上【再掲】
- 再建にあたっての宅地・住宅の供給支援
- 地籍、権利関係調査による迅速な復興対策
- 森林や里山などの自然環境の適正な保全・管理【再掲】
- 農林業被害の軽減【再掲】
- 農業用ため池の防災対策の推進【再掲】
- 地消地産による農業生産の確保【再掲】
- 企業、個人事業者、農業者等への事業継続の支援
- インフラ施設（道路、橋梁、上水道、下水道、農業集落排水施設及び農業用施設等）の計画的な老朽化対策の推進【再掲】
- 関係人口やボランティアとの連携強化
- 町民への迅速かつ正確な情報発信の強化【再掲】

強靱化に向けた主な行動

- ・復興に向けた関係機関との体制づくりと財源の確保を図る。
- ・災害時に大量に発生する災害廃棄物等を円滑に処理できるよう、県や児玉郡市広域市町村圏組合と連携し、迅速かつ適切な処理体制の構築を図る。
- ・災害発生時の被害を小さくし迅速な再建・回復ができるよう、道路や橋梁、上下水道、ため池等の計画的な長寿命化へ向けた整備を図る。また、林地崩落や土砂災害を防止するための治山対策及び河川や水路、農業用ため池等の治水対策を講じ、流域の治山・治水安全度の向上を図る。
- ・災害発生時や発生後の復旧・復興作業に大幅な遅れが生じないように、沿線市町や鉄道事業者、バス事業者等の交通関係機関と連携をとり、公共交通機能の維持を図る。
- ・再建にあたっての宅地・住宅の供給・支援が迅速に進むよう、埼玉県北部地域空き家バンク制度及び美里町空き地バンク制度の利用促進を図る。

- ・復興事業に着手する際、境界情報の消失等により復興が遅れないよう、平時から地籍、権利関係調査に取り組む。
- ・災害後の迅速な経済活動の回復を図るため、企業や商工業者、農林業者への復興支援を行う。
- ・農地、山林の持つ保水力や土砂流出の防止効果など多様な機能が発揮できるよう、平時から適切な維持管理に努め、災害後も速やかに農林業が継続できる環境を支援する。
- ・災害発生後にボランティアが円滑に活動できるよう、社会福祉協議会などの関係機関との連携を図る。また、平時から関係人口との繋がりを強化し、災害時の人材確保を図る。
- ・町民への情報伝達手段として、防災行政無線や災害情報メール、ホームページなどの複数媒体による情報伝達手段の確保を図る。

第5章 施策分野別の強靱化に向けた方針

5-1 施策分野の設定

本計画における施策分野は、国や県の基本計画の施策分野を参考に、個別施策分野、横断的分野を次のとおり設定します。

■ 施策分野

個別施策分野	1	行政機能	2	住宅・都市
	3	保健医療	4	福祉
	5	情報通信	6	産業
	7	交通	8	農業
	9	国土保全	10	ライフライン
	11	教育	12	土地利用
	13	環境・エネルギー		
	横断的施策分野	14	地域づくり・リスクコミュニケーション	
		15	老朽化対策	

5-2 施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の関係

横断的分野を除く施策分野と脆弱性評価で設定した33の「起きてはならない最悪の事態」の関係を整理します。

■ 施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の関係

	個別施策分野													横断的施策分野	
	1 行政機能	2 住宅・都市	3 保健医療	4 福祉	5 情報発信	6 産業	7 交通	8 農業	9 国土保全	10 ライフライン	11 教育	12 土地利用	13 環境・エネルギー	14 地域づくり・リスクコミュニケーション	15 老朽化対策
「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」															
1-1 火災により、多数の死者・負傷者が発生する事態	●									●					
1-2 建築物の倒壊により、多数の死者・負傷者等が発生する事態	●	●					●								●
1-3 異常気象（浸水・竜巻）等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	●	●						●	●						
1-4 大規模な土砂災害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態	●	●						●	●			●	●		
1-5 列車の転覆等の交通機関の被害等により、多数の死者・負傷者が発生する事態							●								●
1-6 災害対応の遅延等により、多数の要救助者・行方不明者が発生する事態	●			●	●						●			●	
2-1 救助・捜索活動事案が多数発生し、対応が遅れる事態	●		●		●		●							●	
2-2 医療需要が急激に増加し、医療機能が麻痺・停止する事態			●				●								
2-3 ライフラインの長期停止等により、地域の衛生状態が悪化する事態							●			●					●
2-4 被災地における感染症等の大規模発生			●												
3-1 町の行政機能が低下する中で応急対応行政需要が大量に発生する事態	●				●	●									●
4-1 沿線建築物の倒壊等により、道路・線路が閉塞する事態		●					●								●
4-2 信号機停止等により、多数の道路で通行障害が発生する事態							●								
4-3 旅客の輸送が長期間停止する事態							●								
4-4 物資の輸送が長期間停止する事態							●								
4-5 孤立集落が発生する事態		●					●								●
4-6 情報通信が輻輳・途絶する事態					●										
4-7 情報の正確性の低下等により、誤った情報が拡散する事態					●					●					
5-1 農業、商工業、観光などあらゆる産業の生産力が大幅に低下する事態						●	●							●	●
6-1 食料や日用品、燃料等の物資が大幅に不足する事態	●						●			●					
6-2 電気・ガス等のエネルギー供給が停止する事態										●					
6-3 給水停止が長期化する事態										●					●
6-4 汚水処理の長期間停止等により、汚水が滞留する事態										●					●
6-5 地域活動の担い手不足等により、避難所等の生活環境が悪化する事態														●	
7-1 消火力低下等により、経済活動が停滞する事態	●	●								●					
7-2 洪水制御機能が大幅に低下する事態								●	●						
7-3 危険物・有害物質等が流出する事態													●		
8-1 大量に発生する災害廃棄物・産業廃棄物等の処理が停滞する事態													●		
8-2 町内の基盤インフラの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	●						●		●	●					●
8-3 土地利用の混乱に伴う境界情報の消失等により、復興事業に着手できない事態											●				
8-4 耕作放棄地等の荒廃地が大幅に増加する事態							●	●				●			
8-5 広域かつ長期的な浸水被害が発生する事態								●							●
8-6 労働力の減少等により、復旧工事が大幅に遅れる事態	●				●	●								●	

5-3 施策分野ごとの取組の方向性

施策分野ごとの美里町の取組の方向性は以下に示すとおりです。

(1) 行政機能（警察・消防含む）

① 災害に強いまちづくりの推進【総務税務課】

- ・災害発生時に「自らの命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちが守る」という自助・共助を基本とし、火災の発生、拡大を抑えるために、平時から地域の防災力を高め、災害に強いまちづくりを推進する。

【主な取組】

- 町民一人ひとりの防災への正しい理解と意識啓発の推進

② 事前予防による被害の発生抑制・軽減【総務税務課、建設環境課】

- ・救助活動等を実施する警察本部及び児玉郡市広域消防本部などの消防機関、防災関係機関との連携を強化し、救助・救急活動における相互協力の強化を図る。
- ・大規模災害時に救援物資輸送等を迅速かつ円滑に実施するため、関係施設及び緊急輸送体制を整える。

【主な取組】

- 関係機関との連携体制の構築 ○輸送体制等の整備

③ 消防団・自主防災組織との連携強化【総務税務課】

- ・地域の実情をきめ細かく把握している消防団は、地域防災の要である。引き続き、消防団員の確保・育成支援や装備充実を図る。また、耐震性防火水槽や消火栓等の消防施設の設置・更新を計画的に進める。
- ・地域の防災力を高めるため、町民自らが防災意識を高め、お互いに協力し合うことが重要である。そこで、自主防災組織が実施する避難訓練や自動体外式除細動器（AED）講習会、救助方法及び応急手当の指導、避難行動要支援者への対応等を支援し、地域の防災力の向上を図る。
- ・消防団、自主防災組織を中心に防災関係機関・町民の協力を得て、発災初期の救助、救急活動を行うことのできる体制を構築する。

【主な取組】

- 消防団活動の支援及び連携強化 ○自主防災組織の活動支援及び連携強化

④ 町職員の防災対応能力向上【総務税務課】

- ・災害時における適正な判断力を養い、円滑な防災活動を実施するため、町職員に対し防災教育を行い、防災対応能力の向上を図る。
- ・災害対応マニュアルを活用し、町職員の非常時参集体制を整備する。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、防災関係機関との連携を図るための訓練を実施する。

- ・災害時の各種手続きの効率化に向けて、平時から町民に分かりやすく身近な窓口とするため、それぞれのニーズを的確にとらえ、きめ細かな対応ができるよう、良質なサービス提供と接遇対応を推進する。

【主な取組】

- 町職員の防災対応能力向上
- 災害対応マニュアルの活用

⑤ 防災活動拠点の整備・充実【総合政策課、総務税務課】

- ・災害対策本部や避難所等が被災時に機能するように訓練の実施や各種計画・マニュアルの見直しを行う。
- ・災害対策活動拠点となる役場庁舎及び防災倉庫は、災害対策本部機能を十分に果たすことができるよう、停電時の電力の確保、情報通信回線の確保、物資の備蓄等、拠点機能の強化を図る。
- ・整備予定の地域活性化施設については、災害時の防災拠点として利用できる機能を有する施設づくりを進める。
- ・複合災害発生時に、災害対策本部である役場庁舎や防災倉庫、避難所が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応及び業務継続性の確保を図る。

【主な取組】

- 災害対策本部の機能強化
- 各種計画・マニュアルの見直し
- 地域活性化拠点施設整備の推進
- 庁舎等が使用出来ない場合の代替施設の検討

⑥ 食料や飲料水、生活必需品、防災用資機材の計画的な備蓄の推進

【総務税務課、上下水道課】

- ・被災町民に提供するための食料や飲料水、生活必需品等の事前備蓄について、計画的な補充・管理を進める。また、災害時における流通系統の混乱等により、被服、寝具、その他生活必需品の入手が困難で日常生活上支障をきたす者に対し、これらの物資の給与又は貸与の準備を進める。
- ・企業等との協定の締結を進め、物資の確保体制の整備を図る。
- ・町民に対し、原則3日以上、可能であれば1週間以上の家庭内備蓄を推進する。
- ・平時から災害時の給水を考慮し、補給水利の所在、水量、利用方法等を調査し、災害時においても必要な量の飲料水を供給できる体制の構築を図る。

【主な取組】

- 食料や飲料水、生活必需品、防災用資機材の備蓄の充実
- 家庭内における備蓄の推進
- 補給水利の確保

⑦ 迅速な危険度判定による二次災害の抑制【総務税務課、建設環境課】

- ・地震や豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地及び建築物の危険度判定を実施し、倒壊のおそれのある家屋等の被害状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の発生を抑制する。そのため、被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の養成及び登録を促進

し、判定士の確保に努める。また、被災時に判定士の不足が予測される場合、県等に災害時における被災宅地危険度判定士の派遣を要請する体制の構築を進める。

【主な取組】

○被災宅地危険度判定士等の養成及び登録の推進

⑧ 復興に向けた関係機関との体制づくりと財源の確保

【総合政策課、総務税務課、建設環境課】

- ・埼玉県は九都県市、全国知事会（関東地方知事会）、三県知事会で災害時における相互応援協定を締結している。被災時には、相互応援協定の支援が円滑に得られるよう、県と連携し、広域応援にあたっての受け入れ体制を整備する。
- ・土木施設の復旧にあたっては、町内土木業者との協定により迅速に復旧作業の開始が可能な体制の構築を進める。
- ・平時から、優良企業の誘致や地元雇用の創出、ふるさと納税など自主財源の確保に努める。また、電子マネーなどの多様化する決済方法による町債権の新たな収納方法などを検討し、利便性を向上させることより財源の安定確保を図る。

【主な取組】

○広域防災体制の整備 ○町内土木事業者との協定の締結 ○自主財源の確保の推進

(2) 住宅・都市

① 防災・減災のための施設整備と住宅・建築物の耐震化の推進

【総合政策課、総務税務課、保健センター、建設環境課、教育委員会事務局】

- ・公共施設の維持管理・再編については、公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に基づき、施設の更新、建替え、統廃合等を総合的かつ計画的なマネジメントを進める。
- ・耐震化未実施の既存木造住宅については、耐震化の重要性・必要性の周知・啓発活動とともに、無料耐震診断や耐震改修補助等を実施し、耐震化の促進を図る。
- ・公共施設や学校において、飛来物による施設の損傷やガラス破損に対する対策を進めるとともに、風水害に対する構造の堅ろう化の確保を進める。
- ・県及び関係団体と連携し、建物所有者に対して構造の堅ろう化に関する意識啓発や知識の普及を進める。
- ・避難場所については、浸水想定区域外の耐震性を有する施設を選定する。また、災害の発生に伴い道路の損壊や浸水、土石流出、交通障害等により一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の場所や避難経路の検討を行う。

【主な取組】

○公共施設等総合管理計画及び公共施設個別施設計画に沿った総合的かつ計画的な公共施設マネジメントの実施 ○建築物の耐震化の推進 ○耐風対策の推進
○建物堅ろう化意識の普及啓発 ○避難所の安全性の確保 ○避難所機能の充実

② 沿道建築物の耐震化や空き家・ブロック塀の撤去による道路閉塞対策の強化

【建設環境課】

- ・大規模災害発生時の道路の閉塞防止を図るため、既存木造住宅の耐震化の促進とともに、危険を及ぼすブロック塀及び危険老朽空き家の撤去費用補助を実施し、避難路となる道路を確保する。
- ・埼玉県北部地域空き家バンク制度を活用し、活用可能な空き家を有効活用することで、移住及び定住促進による地域の活性化を図り、空き家の解消に努める。

【主な取組】

- 建築物の耐震化の推進
- 危険老朽家き屋や危険ブロック塀の撤去の促進
- 埼玉県北部地域空き家バンク制度の利用促進

③ オープンスペースの確保による被害の拡大抑制

【総務税務課、建設環境課、教育委員会事務局】

- ・公園や公共施設の駐車場等は、火災時における避難場所及び火災の延焼防止機能を有している。また、応急救助活動や物資集積の基地として、さらには、ヘリポートとしても活用できる重要な役割を果たすことから、計画的な整備と適切な維持管理を図る。

【主な取組】

- オープンスペースの確保
- 公園・広場の計画的な整備

④ 再建にあたっての宅地・住宅の供給支援【農林商工課、建設環境課】

- ・町全体を対象とした都市計画マスタープランを策定し、用途地域などの地域地区の指定などによる計画的な土地利用の規制・誘導を検討する。
- ・平時から、宅地及び住宅の供給の仕組みを確立するため、埼玉県北部地域空き家バンク制度及び美里町空き地バンク制度の利用を促進し、活用可能な空き家及び空き地の解消及び有効活用を図り、移住・定住促進による地域の活性化を推進する。

【主な取組】

- 都市計画マスタープランの策定
- 用途地域等の地域地区の指定
- 立地適正化計画の策定
- 計画的な宅地の整備
- 埼玉県北部地域空き家バンク制度の利用促進
- 美里町空き地バンク制度の利用促進

(3) 保健医療

① 救急医療体制の充実と支援体制の確保【総務税務課、保健センター】

- ・本庄市児玉郡医師会や周辺市町、児玉郡市広域消防本部との連携を図りながら、救急体制の充実を図る。
- ・医師会等医療関係機関と緊密に連携し、災害時における初期医療体制及び後方医療体制の受け入れ体制の整備を図る。

- ・医療機関等が被災し医療機能が低下した場合、多数の負傷者が生じた場合、被災地と医療機関が離れている場合等で医療機関のみでは対応できないときに備え、救護所を設置可能な体制を整備する。
- ・県や医療機関と連携した各種訓練の実施により、災害発生時における医療救護活動の実施体制の強化を図る。

【主な取組】

- 救急医療体制の充実 ○地域医療体制の充実

② 救助用資機材の整備【総務税務課、保健センター】

- ・大規模自然災害時において、要救助者や負傷者が多数いる場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄を行う。しかし、町での医薬品の備蓄には限界があるため、町内の医薬品販売店との協定締結を進めることにより、医薬品の調達を図る。

【主な取組】

- 救助用資機材備蓄の整備

③ 災害時の感染症拡大の防止対策の強化【総務税務課、保健センター】

- ・災害時には、設備の不十分な状態での食事の調理・提供、停電や断水等による冷蔵・冷凍機器の機能低下等により食品の腐敗、汚染等の発生が予想されるため、定期的に避難所や炊き出し現場等を巡回し、被災者の栄養状態及び食品の管理状態等を調査する。さらに、必要に応じ、栄養相談及び栄養指導を実施できる体制の整備を図る。
- ・大規模自然災害時、新型コロナウイルス等による感染症が発生した場合に備え、平時から被害を最小限に抑えるため、「新しい生活様式」の普及啓発とワクチン接種の推進に取り組む。
- ・避難所における感染症拡大を防止するため、避難所の開設にあたって、ソーシャルディスタンスが図られるような資機材を確保するとともに、施設ごとの受入れ人数の見直しなど避難所運営を再検討する。

【主な取組】

- 感染症対策の強化 ○栄養指導の実施 ○避難所運営の見直し

④ 平時からの町民の健幸づくりの推進【住民保険課、保健センター、教育委員会事務局】

- ・民間企業や他自治体との共同によるICT及びSIBを活用したヘルスケア事業やT-well運動プログラムを導入した運動教室等、町民が主体的に健幸づくりに取り組める環境を整備し、健康寿命の延伸及びコミュニティの輪を広げ地域活力の向上を図る。避難所生活においても、同様の取り組みが継続できるよう事業の定着を図る。
- ・自然災害発生後、町民が健康かつ生きがいを持ち、心身ともに健幸で豊かな生活を営むことができるよう、心身の健康サポート体制を整備する。

【主な取組】

- 健幸づくり事業の推進

(4) 福祉

① 要配慮者や高齢者への支援体制の充実【総務税務課、福祉課、保健センター】

- ・災害発生時における高齢者や障害者等の要配慮者の状況把握、安否確認や救助活動等に資するため、避難行動要支援者名簿の作成と定期的な更新を実施する。なお、名簿については、今後システム化を検討する。
- ・要配慮者等に対し、災害発生時の情報伝達や避難行動について周知を図る。
- ・自主防災組織と連携し、要配慮者等の情報を共有し、地域の支援体制の強化を図る。
- ・社会福祉協議会や町内の福祉施設との連携を強化し、在宅で暮らす高齢者や障害者への支援体制の充実を図る。
- ・民生委員・児童委員との連携により、地域情報を共有し、地域の支援体制の強化を図る。

【主な取組】

- 要配慮者への支援
- 避難行動要支援者システムの導入
- 自主防災組織との連携強化
- 社会福祉協議会との連携強化
- 福祉施設との連携強化
- 民生委員・児童委員との連携強化
- 地域福祉の充実

(5) 情報通信

① 災害情報や避難情報などの情報収集の強化【総合政策課、総務税務課】

- ・関係機関からの災害情報及び組織内の連絡を確実に行うことができる体制を整備する。
- ・熊谷地方気象台から気象観測の各種観測値、本庄県土整備事務所管内から水位計のデータを収集し、災害の未然防止と効果的な避難誘導に活用する。
- ・児玉都市広域消防本部や消防団等の関係機関と連携して、災害発生直後において、負傷者の救出救助や消火活動、人命救助に必要な情報が迅速かつ正確に収集できるよう体制の整備を進める。
- ・災害時における児玉都市広域消防本部、消防団、児玉警察署との連絡手段として、電話連絡、FAX、消防用無線等を用い、また、通信の途絶等が起こっている場合において緊急の連絡が必要な場合は、使者を派遣できる体制を整備する。

【主な取組】

- 情報収集体制の強化
- 緊急連絡システム等の構築
- 関係機関との連携強化

② 町民への迅速かつ正確な情報発信の強化

【総合政策課、総務税務課、福祉課、教育委員会事務局】

- ・緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を進める。
- ・町民への情報伝達手段として、ホームページのほか、防災行政無線や災害防災情報メール、SNSなどの複数媒体による情報伝達方法を確保するため、更なる情報インフラの充実を図る。

- ・災害後、町民の生活や経済活動の迅速な再建・回復が図られるよう、各種支援策に関し、様々な媒体を活用し、情報発信を行う。
- ・小中学校、幼稚園及び保育園においては、各校・園のホームページやメールを活用した情報発信・提供を強化し、保護者に確実に情報が届く体制を構築し、生徒児童の安全を確保する。

【主な取組】

○情報発信の強化 ○情報発信媒体の多重化の推進

③ 情報通信機能の強化【総合政策課、総務税務課】

- ・被害情報等に係る情報の収集及び伝達を行うためには、災害に強いネットワークが必要である。情報通信機器の整備及び保守管理については、災害時においても通信が確実に確保するよう、大規模災害を考慮した対策を進める。
- ・電力事業者や通信事業者に、通信設備の停電対策（携帯電話基地局の増設と耐震化、非常用電源の強化等）を進めるよう働きかける。

【主な取組】

○通信設備への災害対策の実施 ○関係機関との連絡体制の構築

④ ICTを活用した行政サービスの向上【総合政策課、総務税務課】

- ・災害発生後の迅速な被災者支援と復旧・復興業務に役立てるため、被災者台帳や被災証明書の発行、避難所の管理、仮設住宅等を管理する被災者システムを導入する。
- ・災害時、災害後において、行政機能の継続、早期復旧を可能とする強靱なICT基盤の構築が必要である。Society 5.0に関連する情報基盤を活用した行政サービスの拡充に向けた環境整備を進める。
- ・今後、更なるデジタル化の進展に乗り遅れることのないよう、平時と有事の両用に活用できるサービス・システムの活用を検討する。新たなサービス・システムの導入にあたっては、民間事業者と連携して、より良いサービスの提供を図る。
- ・マイナンバーを活用した事務処理環境を整備し、行政サービスの拡充と事務処理の効率化を図る。
- ・ネットワーク環境を整備し、有事の際にテレワークで業務が遂行できる環境の構築を進める。

【主な取組】

○被災者支援システムの導入 ○行政のデジタル化の推進 ○地域のICT化の推進
○マイナンバーの活用 ○民間事業者との連携強化

(6) 産業

① 地元商店の活性化の推進【農林商工課】

- ・災害時において経済機能を維持するため、平時においても既存店舗の事業継続と新規起業家に対する支援を行い、地域に密着した住民が気軽に買い物ができる店舗や食事ができる場所を作る。
- ・商工業発展の中心的役割を担っている商工会と連携し、生活利便性の向上と地域経済の活性化を図る。また、商工会の経営相談などにより、町内の中小企業の経営安定に努める。

【主な取組】

- 地元商店の振興 ○商工会との連携強化

② 地域活性化施設整備事業の推進と観光振興の推進

【総合政策課、総務税務課、農林商工課】

- ・町内の産業の生産力向上を図るため、寄居スマートインターチェンジの開通を契機とした広域利便性を活かし、スマートインターチェンジから町へのアクセス道路沿線に、地域活性化施設を整備する。
- ・整備する施設には、高速道路利用者が立ち寄りたくなる機能や買物・食事・交流等、町民の日常生活における課題を解決するための機能を備え、町民と来訪者が集い、日常的なにぎわいづくりに取り組む。また、地元農産物及びその加工品を活用した地消地産の拠点機能、災害発生時における地域の防災拠点機能も備えた、町の産業の中心となる施設づくりを進める。
- ・施設運営については、運営ノウハウを持つ民間事業者と連携し、時代の潮流に対応した施設整備・運営手法を実施し、災害後も持続可能な施設づくりを進める。
- ・町内農産物の栽培・収穫を体験するプログラムのPRを行い、交流人口の増加を進める。また、農産加工品や飲食店など「食」と連動した観光戦略を検討する。

【主な取組】

- 地域活性化施設整備事業の推進 ○施設の整備・運営の手法の検討 ○幹線道路の防災機能強化 ○民間事業者との連携強化 ○観光プログラムの充実

③ 地域内における経済循環の促進と経済活動の活性化の促進

【総合政策課、農林商工課】

- ・整備予定の地域活性化施設については、地域経済の活動拠点としての機能を有する施設づくりを進め、雇用（ひと）・農畜産物と観光資源（もの）・お金（かね）が町内で循環する仕組みを構築する。

【主な取組】

- 地域活性化施設整備事業の推進

④ 企業誘致の推進【建設環境課、農林商工課】

- ・雇用の促進と町内産業の生産力の向上に繋げるため、優良企業の誘致を積極的に推進する。
- ・役場と駅、寄居スマートインターチェンジ周辺の地域においては、商業施設や沿道サービスの誘致を図るため、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律等を踏まえた適切な土地利用を進め、新たな企業誘致の用地を確保する。
- ・固定資産税相当額の補助など新たに進出する企業に向けた支援制度の充実を図るとともに、新規参入した企業の定着に向けた支援にも積極的に取り組む。
- ・ハローワークなど関係機関と協力しながら、町内の企業に若年層の雇用の働きかけを進める。また、近隣市町と連携し、就職相談会を実施し、長期にわたり町内に住み続けられるよう雇用先を確保する。

【主な取組】

- 企業誘致の推進
- 支援制度の充実
- 雇用の促進

⑤ 企業、個人事業者、農業者等への事業継続の支援【農林商工課】

- ・災害発生時における企業、個人事業者、農業者等の被害軽減と早期の事業再開が図れるよう支援の充実を図る。

【主な取組】

- 被災事業者への支援強化

(7) 交通

① 道路ネットワークの整備と避難経路の確保【総務税務課、建設環境課】

- ・大規模災害時の迅速かつ円滑な救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を実施するため、緊急輸送体制の整備を図る。
- ・救助、避難、物資輸送を閉塞させないために、平時から計画的な長寿命化・耐震化、浸水対策等を講じ、幹線道路の交通網の確保対策を図る。
- ・道路の通行を確保するため、災害時における道路啓開体制の強化を進める。
- ・広域的な緊急輸送道路になり得る幹線として、国道254号から寄居スマートインターチェンジを繋ぐアクセス道路の整備を進める。また、県道広木折原線については未整備区間の早期整備へ向け、引き続き県への要望活動を実施する。
- ・狭あい道路の拡幅に関する普及啓発に努め、道路閉塞を防ぐ対策の強化を図る。

【主な取組】

- 緊急輸送体制の整備
- 道路の啓開の強化
- 寄居スマートインターチェンジから国道254号へのアクセス道路の整備
- 県道広木折原線の未整備区間の整備
- 交通安全施設の整備

② 道路及び橋梁の安全対策の推進【建設環境課】

- ・道路の浸水や崩落、交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の適正な維持管理と計画的な整備に取り組むとともに、浸水が想定される箇所における道路の冠水対策を進める。また、道路の冠水対策として、平時から各行政区と協力し、定期的な道路側溝の清掃等を実施する。
- ・大雪時に安全な通行ができるよう、道路の待避所を整備する。
- ・避難路に指定した道路は、災害時の避難行動を支援するため、道路照明や夜間でも見やすい道路標識の導入等の検討を行う。また、平時からカーブミラー、区画線、街路照明灯などの交通安全施設の設置を進め、安全性の向上を図る。
- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の適正な維持管理と耐震化対策を着実に進め、橋の安全を確保する。なお、老朽化した橋梁は速やかに撤去する。

【主な取組】

- 道路の適正な維持管理と計画的な整備の推進
- 道路側溝の適正な維持管理の推進
- 道路の待避所の整備
- 交通安全施設の整備
- 橋梁の耐震化対策の推進
- 老朽橋梁の速やかな撤去の実施

③ 公共交通機関の機能維持・向上【総合政策課、総務税務課】

- ・鉄道事業者と列車の衝突、脱線、転覆その他の事故による多数の死傷を伴う災害の発生を予防するとともに、事故発生時における応急救助対策及び復旧に関する対策を進める。
- ・災害発生時や、発生後の復旧・復興作業に大幅な遅れが生じないようにするため、平時から沿線市町や鉄道事業者、バス事業者等の交通関係機関との連携をとり、公共交通機能の維持を図る。また、町外の方が町内を快適に移動できる公共交通網形成の検討を進める。
- ・本庄地域定住自立圏で策定する広域道路網整備計画に基づき、市町間を結ぶ交通インフラの整備を進める。

【主な取組】

- 公共交通機関の事故対応の強化
- 鉄道機能の向上
- 路線バスの維持
- 公共交通網の形成

④ 円滑な救助・捜索・搬送手段の確保

【総合政策課、総務税務課、福祉課、保健センター、建設環境課、教育委員会事務局】

- ・災害発生後の応急対策において、人員及び物資等の輸送を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両等の確認手続等を速やかに行い、効果的な緊急輸送を進める。
- ・災害時の救助、救護活動、緊急物資等の輸送にヘリコプターの機動性を生かし、応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離発着できるヘリポートを確保する。

【主な取組】

- 救助・捜索手段の確保
- 救援活動の経路の確保

(8) 農業

① 地消地産による農業生産の確保【農林商工課】

- ・農地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、食料を安定供給するための基盤である。このことから、平時から優良農地の保全に取り組み、町の基幹産業である農業生産の維持を図る。
- ・農業経営の拡大や効率的な農業経営、遊休農地の活用及び荒廃農地の解消のため、農地中間管理事業や美里町農地バンク事業を活用した農地の利用集積を推進する。
- ・町南部の山間地域においては、中山間地域等直接支払制度を活用し、耕作条件不利地においても継続的な農業生産活動が行えるよう支援する。
- ・集落において共同で農業に取り組む集落営農の組織化へ向けて支援を行う。
- ・民間消費額が地域外へ流出している割合が高い本町においては、消費活動を町内で行うことができる環境の整備が必要である。このことから、地域活性化施設を整備するとともに、地域で消費するものは地域で供給するという「地消地産」の考え方をベースとした地域経済循環の確立へ向け取り組む。
- ・農畜産物の安定供給と付加価値の向上に繋げるため、6次産業施設を整備し、特産品・加工品の開発に取り組み、農畜産物のブランド化へ向けた取組を推進する。

【主な取組】

- 優良農地の保全活動の推進
- 荒廃農地の解消及び農地の利用集積の推進
- 地消地産の推進
- 6次産業化の推進
- ブランド化の推進

② 農林業被害の軽減【農林商工課】

- ・農地、山林の持つ保水力や土砂流出の防止効果など多様な機能が発揮できるよう平時から適切な維持管理に努め、災害時の農林業被害の軽減を図る。
- ・多面的機能支払制度の活用など、地域で共同して農地や水路、農道を保全する活動を支援する。
- ・老朽化が進んでいる用水路や排水路、パイプライン等の農業用かんがい施設の適正な維持管理と計画的な施設の修繕・更新を図る。
- ・老朽化した農業用施設の更新を進めるとともに、施設の維持管理を適切に実施し、災害時の農業被害の軽減を図る。なお、施設の更新にあたっては、低コスト耐気候性ハウスなど、耐久性のある災害に強い施設の導入を図る。
- ・鳥獣害による被害の防止を図るため、美里町猟友会による有害鳥獣駆除活動への支援を実施する。

【主な取組】

- 優良農地・山林の保全活動の推進
- 農業用施設の更新及び適正な維持管理の推進
- 農業用かんがい施設の適正な維持管理と計画的な修繕・更新の推進
- 美里町猟友会との連携強化

③ 農業用ため池の防災対策の推進【農林商工課】

- ・町の13か所の農業用ため池はすべて防災重点ため池に選定されている。農業用ため池の一斉点検の結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池については、耐震調査や設計、改修工事を実施する。また、県の支援を受けて、緊急連絡体制の整備、ため池データベースの充実、ため池防災支援システムの活用等の検討を進める。

【主な取組】

- 農業用ため池の耐震化の推進

④ 農業従事者の確保【農林商工課】

- ・町の基幹産業である農業従事者の確保に向け、農業後継者や地域農業の中心的な担い手となる認定農業者の育成とともに、新規就農者の発掘・育成を図る。
- ・新規就農者の確保に向け、就農後の安定した経営を確立するため支援を図る。
- ・災害発生後、農業活動の継続と早期復旧が図られるよう支援の充実を図る。
- ・市民農園の開設など都市と農業が融合した近郊型農業を推進する。
- ・農業に親しむ機会を提供し、農業に携わる人材の育成・確保を図るため、市民農園を開設する。

【主な取組】

- 農業従事者の確保
- 新規就農者のスタート支援
- 継続的な農業活動への支援
- 市民農園の開設

(9) 国土保全

① 森林や里山などの自然環境の適正な保全・管理【農林商工課】

- ・美しい景観の保全と山林、農地の持つ保水力や土砂流出の防止効果など国土が持つ多様な機能が発揮できるよう、平時から国土の適切な維持管理を推進する。
- ・里山・平地林再生事業や多面的機能支払制度等を活用し、農地や森林、里山等を地域で共同して保全する活動を支援する。

【主な取組】

- 里山・平地林再生事業や多面的機能支払制度等の活用
- 共同活動の支援

② 治山・治水対策の強化【総務税務課、農林商工課、建設環境課】

- ・大規模自然災害発生時の被害を小さくし、迅速な再建・回復ができるよう、河川・水路の整備や浚せつ、樹木の伐採等を実施し、治山・治水安全度の向上を図り、被害の広域化、長期化を防ぐ。

- ・ 林地の崩壊など山地災害の被害を抑えるため、山地災害のおそれのある場所について治山施設や森林の整備を推進する。
- ・ 町の13か所の農業用ため池はすべて防災重点ため池に選定されている。農業用ため池の一斉点検の結果を踏まえ、大きな被害が生じる可能性のある農業用ため池については、耐震調査や設計、改修工事を実施する。また、県の支援を受けて、緊急連絡体制の整備、ため池データベースの充実、ため池防災支援システムの活用等の検討を進める。
- ・ 埼玉県水防計画に基づき、水防上必要な水防組織、重要水防箇所、水位、通信連絡、水防協定による相互応援、水防施設の管理、水防活動並びに水防器具、資材の整備、運用について検討する。また、災害時において迅速に活動できるよう、水防訓練を行い、体制の充実・強化を図る。
- ・ 県が発表した想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域には、県が管理する小山川、天神川流域を中心に町内各所が広く含まれ、河川氾濫に備えた整備が必要である。町が管理する河川・水路については、適切な維持管理と計画的な整備、改修を実施し、浸水被害の軽減を図る。また、農地の持つ貯留機能を十分に発揮するため、平時から適正な農地管理を図り、調整池としての活用を検討する。
- ・ 県が管理する河川流域の洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図、ため池マップ及びため池周辺の浸水想定区域図等、防災に係るハザードマップの適宜更新と町民への周知・普及啓発を図り、防災・減災に努める。

【主な取組】

- 治山施設の計画的な整備の推進 ○ 農業用ため池の耐震化の推進
- 河川・水路の計画的な整備・改修と適切な維持管理の推進 ○ 水田の貯留機能の向上
- ハザードマップを活用した防災・減災の普及啓発の推進

③ 土砂災害対策の強化【総務税務課、建設環境課、農林商工課】

- ・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、町南部の山間地帯を中心に指定されている。指定された地域では、大雨による地盤の緩みから大規模な土砂災害を起こす可能性があり警戒が必要であることから、警戒避難体制の整備を進める。また、優先的な整備が必要な箇所から土砂災害防止施設の整備を進める。
- ・ 地震・土砂災害の危険性を示す土砂災害ハザードマップの適宜更新と町民への周知・普及啓発を図り、防災・減災に努める。
- ・ 地震等による大規模盛土造成地の滑動崩落を防止するため、大規模盛土造成地の安全性の確認を行う。また、危険性が高いと判断された箇所については、住民の理解を深め、合意形成を基に対策工事を実施し、耐震化を進める。

【主な取組】

- 土砂災害対策の推進 ○ 土砂災害への警戒体制の強化
- ハザードマップを活用した防災・減災の普及啓発の推進
- 大規模盛土造成地の滑動崩落の防止対策の推進

(10) ライフライン

① 燃料等供給体制の構築【総務税務課】

- ・電力や情報通信、ガス等の長期供給停止を回避するため、平時から電力事業者や通信事業者、ガス事業等と災害協定を締結するなど、連携を図り、防災・減災対策や災害発生時の早期復旧に向けた体制を構築する。また、燃料等の供給体制を強化するため、協定先の多重化を図る。
- ・電力供給が途絶した場合に備えて、災害対策本部が設置される役場庁舎及び防災倉庫には、備蓄が可能なLPガスを使用する発電設備の導入など代替燃料又は電源の確保を図る。また、電力供給が途絶えた場合は、太陽光発電事業者からの供給を検討する。

【主な取組】

- 電力、情報通信、ガス等の供給体制の構築
- 代替燃料の確保

② 上下水道施設の計画的な整備【上下水道課】

- ・災害時に安全な水が早期に供給できるよう、水道ビジョンに基づく水道施設の適正な維持管理と老朽化した施設の計画的な更新を実施し、水道施設の耐震化を図る。
- ・将来にわたり安定的に水量を確保できるよう、洪水浸水想定区域に含まれる第2浄水場及び第1水源の移転を含めた浸水対策を実施する。
- ・生活排水処理基本計画に基づき、農業集落排水事業及び公共下水道事業の施設の適正な維持管理と計画的な施設の修繕・更新を図り、施設の耐震化を進める。また、農業集落排水事業については、処理区の統合や公共下水道との統合等を行い、安定した下水処理体制を構築する。
- ・大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の破損状況、使用状況等の把握を行い、その結果を基に浄化槽の早期復旧へ向けた体制を構築する。

【主な取組】

- 上下水道施設の適正な維持管理と耐震化の推進
- 合併浄化槽への転換の推進

③ 生活用水の確保【総務税務課、教育委員会事務局】

- ・学校のプールの利用について、学校施設管理者とあらかじめ協議を行い、災害時におけるトイレ等の生活用水の確保についての事前の備えを促進する。
- ・各家庭において普段から風呂に水を貯めるなど、生活用水の確保に関する普及啓発を行う。

【主な取組】

- 学校プールの利用促進
- 生活用水の確保に関する普及啓発

④ 消防力の強化【総務税務課、上下水道課】

- ・地震により上水道管の損傷があった場合、生活用水及び初期消火用の代替施設がなく、消火活動の遅れが生じないように、耐震性貯水槽の計画的な整備を進める。

【主な取組】

- 耐震性貯水槽の整備

⑤ 避難所の環境改善対策の推進【総務税務課、建設環境課】

- ・公園等の避難所の環境改善の一環として、災害用トイレの整備について検討する。

【主な取組】

- 災害用トイレの整備

(11) 教育

① 防災教育の推進【総務税務課、教育委員会事務局】

- ・学校の危機管理体制の整備・充実とともに、教職員の防災意識の向上を図る。
- ・小中学校では、安全意識や危険を予測し、回避する能力を身に付け、主体的に行動できる「生きる力」を身に付けた児童生徒の育成を図る。また、学校と家庭、地域が連携し、地域全体の防災意識の高揚を図る。
- ・地域の防災力を高めるため、自主防災組織の避難訓練の支援や避難行動要支援者への支援、各種ハザードマップを活用した啓発活動等を実施し、町民の防災意識の向上を図る。

【主な取組】

- 学校における防災教育の推進
- 町民の防災意識の高揚

(12) 土地利用

① 計画的な土地利用による災害の抑制【総合政策課、農林商工課、建設環境課】

- ・それぞれの地域の特性を活かした秩序ある良好な土地利用とコンパクト・プラス・ネットワークによる持続可能なまちづくりを推進する。
- ・地域資源を活用し、快適で暮らしやすく、自然と調和した土地利用を図るため、都市計画マスタープランを策定し、用途地域などの地域地区の指定などによる計画的な土地利用の規制・誘導を検討する。

【主な取組】

- 計画的かつ戦略的な土地利用の推進
- 都市計画マスタープランの策定
- 用途地域等の地域地区の指定
- 立地適正化計画の策定
- 円良田地区の辺地総合整備計画の策定

② 地籍、権利関係調査による迅速な復興対策【総務税務課、建設環境課】

- ・大規模自然災害時の住宅や道路などの基幹インフラの迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、平時から地籍図、権利関係書類並びに測量図、構造図等の各種データの適正な管理を行い、地籍調査の着実な進捗を図る。

【主な取組】

- 地籍、権利関係の各種データの適正な管理の実施

(13) 環境・エネルギー

① 森林や里山などの自然環境の適正な保全・管理【農林商工課】

- ・ 荒廃した里山を再生し、農村の自然環境の改善を進める。
- ・ 里山・平地林再生事業や森林環境譲与税を活用し、荒廃した山林の竹の伐採や笹の刈払い等を行い、自然環境や景観の保全を進める。
- ・ 荒廃山林の解消や豊かな自然環境の保全、大規模山林火災を防止するため、定期的に地域住民等による下刈りを実施し、里山の維持・保全を進める。

【主な取組】

- 農村の自然環境保全
- 森林機能の保全
- 里山の保全
- 森林の有効活用

② 危険物・有害物質等の拡散・流出対策の強化【総務税務課、建設環境課】

- ・ 危険物や有害物質を扱う事業者については、環境保全協定を締結し、適正な維持管理を促し、有害物質等が河川等へ流出することや大気中に拡散することを未然に防止する。さらに、立入検査や水質の定期的な検査、ダイオキシン類の測定等を実施し、監視体制の強化を図る。
- ・ 有害物質が流出した際に、拡散防止の措置等が迅速かつ的確に行うことができるよう体制を整える。
- ・ 放射性物質が拡散した際の円滑な避難誘導を図るため、町職員を対象とした放射性物質拡散を想定した防災訓練等の実施を検討する。また、放射性物質の特殊性を考慮し、平時より防災対策に関する事項についての広報を進める。

【主な取組】

- 危険物・有害物質の適正な維持管理の推進
- 監視体制の強化
- 有害物質等の流出対策の強化
- 放射性物質拡散時の避難誘導対策の推進

③ 災害廃棄物等の処理体制の構築【総務税務課、建設環境課】

- ・ 大規模自然災害時において、円滑な災害廃棄物等の処理を行うため、災害廃棄物処理に係る具体的な業務内容や実施体制等を整理した、災害廃棄物処理計画を策定する。
- ・ 災害時に大量に発生する災害廃棄物等を円滑に処理できるように、県や児玉郡市広域市町村圏組合と連携し、迅速かつ適切な処理体制の構築を図る。また、環境保全に支障のない一次仮置き場を確保する。
- ・ 安定的なごみ処理を実施するため、児玉郡市広域市町村圏組合が所有する処理施設や最終処分場の適正な維持管理を進める。また、産業廃棄物等を焼却できる残余能力を確保するため、平時からごみの減量化やリサイクルの向上を図る。

【主な取組】

- 災害廃棄物処理計画の策定
- 連携体制の構築
- ごみ処理施設の適正な維持管理の推進
- ごみの減量化とリサイクルの推進

(14) 地域づくり・リスクコミュニケーション

① 防災意識の普及啓発【総務税務課】

- ・防災ガイドマップや洪水浸水想定区域図・水害リスク情報図、土砂災害マップ等、防災に係る資料を活用し、災害時の避難行動や避難場所の周知と町民の自然災害に対する理解、普及啓発を図る。
- ・自主防災組織や町内事業所等における定期的な災害対策講習会や避難訓練等を開催し、防災意識の向上を図る。

【主な取組】

- 防災意識の普及啓発活動の推進
- 防災マップ等の作成と適宜見直しの実施

② 平時からの地域コミュニティの強化【総務税務課、福祉課】

- ・核家族化や少子高齢化の進展により、地域住民相互のつながりや連帯感の希薄化が懸念され、「共助」の機能はより一層重要度が増しており、コミュニティ活動の活性化を図る必要がある。このため、行政区や子ども会の活動のほか、多世代交流の支援、また多世代が交流できる場所・機会を創出し、多様な地域コミュニティが生まれるまちづくりを推進する。
- ・地域の防災力を高めるため、町民自らが防災意識を高め、お互いに協力し合うことが重要である。そこで、各行政区にある自主防災組織が実施する避難訓練や救助方法及び応急手当の指導、避難行動要支援者への対応等の活動を支援し、地域の防災力の向上を図る。
- ・平時から社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携を図り、要配慮者の見守り体制の強化を図る。
- ・災害発生時において孤立集落となる可能性のある集落と連絡をとり、孤立発生の有無及び被害状況の把握を行い、行政区長及び自主防災組織に協力を要請し、集落内の状況を把握できる体制の構築を進める。
- ・町民が地域課題の解決に向けて取り組んだり、気軽に集い、交流したり様々な活動ができる小さな交流拠点の整備や地域運営組織の立ち上げを検討し、平時から地域コミュニティの向上を図る。

【主な取組】

- コミュニティ活動の推進
- 要配慮者の見守り体制の強化
- 孤立が想定される集落のコミュニティの強化
- 小さな交流拠点づくり
- 地域運営組織の立ち上げ

③ 関係人口やボランティアとの連携強化

【総合政策課、総務税務課、福祉課、教育委員会事務局】

- ・社会福祉協議会と連携して災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアの連携体制の確立を進める。
- ・ホームページやSNS等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発を進める。

- ・ 平時からボランティア団体やNPO法人など地域づくりを担う組織の設立や活動を支援し、多様な主体との「協働によるまちづくり」を進める。
- ・ 平時から地域の課題解決に向け、様々な形で地域と関わる「観光以上、定住未満」の関係人口の創出に向けた取組みを進める。

【主な取組】

- ボランティア受け入れ態勢の構築
- ボランティア団体・NPO法人等との協働
- 関係人口創出事業の推進

④ 平時からの連携関係の確立【総務税務課】

- ・ 幅広い業種の企業等と災害協定を締結し、災害時の協力体制の充実を図る。

【主な取組】

- 災害協定締結の推進

(15) 老朽化対策

① 公共施設の計画的な老朽化対策の推進

【総合政策課、総務税務課、保健センター、教育委員会事務局】

- ・ 公共施設の多くが高度経済成長期以降に整備され、老朽化が進行している。今後の公共施設の維持管理・再編については、総合管理計画及び公共施設個別施設計画に沿った総合的かつ計画的なマネジメントを実施する。
- ・ 公共施設の整備にあたっては、施設整備費の縮減や公共サービスの向上、施設の有効活用、業務の効率化を図るため、民間のノウハウや資金等を最大限に活用したPPP/PFI等の行政と民間が連携して施設整備を行う手法を取り入れる。
- ・ 役場庁舎は耐震改修が済んでいるが、建築後約40年が経つ旧耐震基準の建物である。老朽化が進行していることから、定期的な点検・診断を含めた適正な維持管理を行いながら、建替えの検討を進める。
- ・ 小中学校の学校教育系施設は、建築後40年以上を経過した建物もあるが、耐震改修は概ね実施されている。今後も引き続き定期点検や法定点検を実施し、老朽度合いにより、修繕を行うなど老朽化対策を講じる。また、将来の児童生徒数の推移を見定めながら、小学校の統廃合を含めた学校規模の適正化の検討を進める。

【主な取組】

- 総合管理計画及び公共施設個別施設計画に沿った総合的かつ計画的な公共施設マネジメントの実施
- 官民連携事業の推進
- 役場庁舎の適正な維持管理と建替えの検討
- 学校規模適正化の検討

② インフラ施設（道路、橋梁、上水道、下水道、農業集落排水施設及び農業用施設等）の計画的な老朽化対策の推進【農林商工課、建設環境課、上下水道課】

- ・インフラの機能維持のための老朽化対策には、維持管理費や更新費等に莫大な費用が必要となることから、総合管理計画、公共施設個別施設計画及び各インフラ長寿命化計画に基づき、計画的な整備を進める。インフラ施設の日常点検のほか、定期的な施設診断を実施し、施設の長寿命化を図る。
- ・道路の浸水や崩落、交通渋滞等による逃げ遅れや救助、救援物資の遅れを防止するため、道路及び側溝の適正な維持管理と計画的な整備に取り組むとともに、浸水が想定される箇所における道路の冠水対策を進める。
- ・橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の適正な維持管理と耐震化対策を着実に進め、橋の安全を確保する。また、代替可能な老朽橋梁は速やかな撤去を実施する。
- ・災害時に安全な水が早期に供給できるよう、水道ビジョンに基づく水道施設の適正な維持管理と老朽化した施設の計画的な更新を実施し、水道施設の耐震化を図る。
- ・生活排水処理基本計画に基づき、公共下水道及び農業集落排水処理施設の適正な維持管理と計画的な施設の修繕・更新を図り、施設の耐震化を図る。また、通信回線の規格更新に備え、老朽化した通報装置等について次世代通信規格機器への更新を図る。
- ・農業用ため池の耐震化対策や老朽化が進んでいる用水路や排水路、パイプライン等の農業用かんがい施設の適正な維持管理と計画的な施設の修繕・更新を図る。

【主な取組】

○各種インフラ施設の適正な維持管理と耐震化対策の推進 ○道路側溝の適正な管理の推進

第6章 地域強靱化の推進に向けて

6-1 総合振興計画との連動

本計画は、「美里町総合振興計画」と並列となる本町の最上位計画の一つとして位置付けられます。そのため、施策・事業の進捗や目標指標の検証にあたっては、総合振興計画と連動して行うこととします。

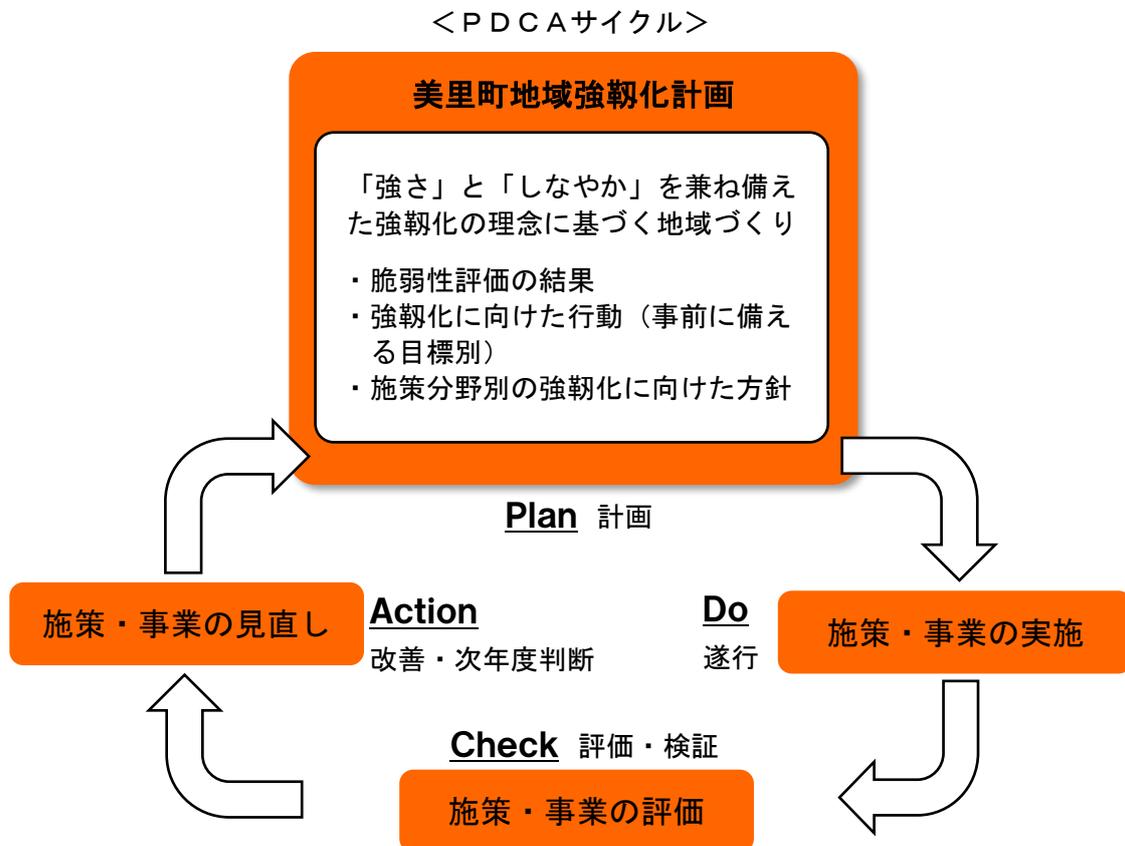
6-2 進捗状況の把握と計画の見直し

本計画の各種施策については、総合計画における施策・事業の進行管理と併せて、以下の通りPDCAサイクルを実行することで、進捗管理を行います。

施策・事業の評価(Check)と施策・事業の見直し(Action)については、施策・事業実施後の事後評価を行い、これに基づいて各施策・事業について見直しの方向性の立案を行うとともに、実施前の事前評価をフィードバックすることで、より効果の高い施策・事業の展開を図ります。

これらすべての取組を通して、「強さ」と「しなやか」を兼ね備えた強靱化の理念に基づく地域づくりを推進します。

■ PDCAサイクルと評価・見直しの方法



参考資料

目標指標一覧

行政機能（警察・消防含む）

指標名	現状値	目標値（R7）
地域防災拠点の整備（箇所）【累計】	1（R1）	2
備蓄食料（食）	10,800（R2）	12,000
共同処理組織数【累計】	6（R1）	8
実質公債費比率（%）	5.9（R1）	7.4以内
将来負担比率（%）	25.6（R1）	33.0以内

住宅・都市

指標名	現状値	目標値（R7）
都市計画マスタープランの策定	—	策定
用途地域等の指定	—	指定
立地適正化計画の策定	—	策定
空き家・空き地バンク制度登録件数（件）【累計】	0（R1）	10
住宅改修の支援件数（件／年）	11（R1）	20

保健医療

指標名	現状値	目標値（R7）
ミムリン健幸ポイント事業参加者（人）	2,669（R1）	4,000
救急車の適正利用率（救急搬送のうち軽症者を除く割合）（%）	60.1（H30）	65

福 祉

指標名	現状値	目標値 (R7)
要介護認定率 (%)	14.0 (R2)	14.0以下
通いの場の創設(自主運営による元気いきいき100歳体操)実施箇所数【累計】	8 (R2)	23

情報通信

指標名	現状値	目標値 (R7)
町ホームページの年間アクセス数 (件/年)	155,926 (R1)	200,000
マイナンバーカードの取得率 (%)	9.1 (R1)	100
マイナンバーカードを利用した申請事務数【累計】	0 (R1)	10

産 業

指標名	現状値	目標値 (R7)
新規に誘致する企業数(社)【5年間の合計】	0 (R1)	3
食品関連企業誘致(増分)	0 (R1)	1
町内事業所就業者数(人)	5,764 (R1)	6,100
就職相談会の実施(件/年)	1 (R1)	1
融資申込件数(件)【累計】	3 (R1)	5
起業支援数(件)【5年間の合計】	1 (R1)	5
観光入込客数(万人/年)	13.8 (R1)	36.0
地域活性化施設の整備(箇所)	—	1
地域活性化施設への来客数(人/年)	—	20万
地域活性化施設に出荷する農家数(戸)	—	50
チャレンジショップの整備数(箇所)	—	1
チャレンジショップ活用件数(件)【5年間の合計】	—	5

交 通

指標名	現状値	目標値（R7）
道路改良率（%）	56.0（R1）	56.6
橋梁の点検実施率（%）	100（R1）	100
国道254号からのスマートICへのアクセス道路の整備	—	事業着手
人口1,000人あたりの人身交通事故発生件数（件/千人）	3.47（R1）	2.90

農 業

指標名	現状値	目標値（R7）
荒廃農地の面積（ha）	22（R2）	20
防災対策を実施した農業用ため池数（箇所）	3（R2）	7
新規就農者数（人/年）	1（R1）	3
認定農業者数（人）【累計】	73（R1）	90
町内産農畜産物を活用した新規商品開発数（品）【5年間の合計】	3（R1）	5
地元食品を使う飲食店数（店）【累計】	31（R1）	35
加工品開発講習会（回/年）	2（R1）	2
加工品コンクールの実施（回/年）	0（R1）	1

国土保全

指標名	現状値	目標値（R7）
多面的機能支払事業実施面積（ha）	789（R1）	840
防災対策を実施した農業用ため池数（箇所）【再掲】	3（R2）	7

ライフライン

指標名	現状値	目標値（R7）
上水道有収率（%）	85（R1）	92
汚水処理人口普及率（%）	81（R1）	88

土地利用

指標名	現状値	目標値（R7）
都市計画マスタープランの策定【再掲】	—	策定
用途地域等の指定【再掲】	—	指定
立地適正化計画の策定【再掲】	—	策定

環境・エネルギー

指標名	現状値	目標値（R7）
1人1日あたりのごみ総排出量（g）	1,090（R2）	850

地域づくり・リスクコミュニケーション

指標名	現状値	目標値（R7）
地域運営組織の設立数	—	3
広域連携による地方創生推進事業（件/年）	2（R1）	2
まちづくり事業に関わる者の数（人） 【5年間の合計】	53（R1）	300
関係人口創出事業（件）【5年間の合計】	—	3

老朽化対策

指標名	現状値	目標値（R7）
道路改良率（%）【再掲】	56.0（R1）	56.6
橋梁の点検実施率（%）【再掲】	100（R1）	100
防災対策を実施した農業用ため池数（箇所） 【再掲】	3（R2）	7

美里町国土強靱化地域計画

令和 3 年 3 月発行

発行 埼玉県美里町

編集 総合政策課・総務税務課

〒367-0194 埼玉県児玉郡美里町大字木部 323 番地 1

TEL: 0495-76-1111 (代表) FAX: 0495-76-0909

URL: <https://www.town.saitama-misato.lg.jp/>